

第9期

滝川市高齢者保健福祉計画

介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月
滝川市

発刊にあたって

2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までを計画期間とする第9期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。

介護保険制度については、2000年度（平成12年度）から導入され、3年毎に策定する滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき高齢者保健福祉施策・介護保険事業の推進に取り組み、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして定着してきていますが、一方で、高齢化の進展などにより、要介護認定を受ける方や介護サービスをご利用される方が年々増加しており、その状況は今後も継続していくと考えられます。

また、2015年度（平成27年度）から、介護保険制度の維持と、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を過ごすことができるようとする「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、介護保険制度が大きく改正されています。

この第9期計画では、高齢化の進展と介護保険制度改革を踏まえ、「地域包括支援システム」の更なる深化・推進を目指し、自立支援・介護予防等の推進、地域生活支援体制の整備をはじめとした取組を行政・地域住民・関係団体等の皆様と一緒に推進していくため、「市民の介護予防意識や支え合いの意識を高め、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指す」ことを基本理念に掲げました。

高齢者の皆様がいきいきとして、より豊かに安心して暮らせる社会を目指し、この計画に基づいた高齢者保健福祉施策・介護保険事業を推進してまいりたいと考えていますので、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定に当たり、それぞれのお立場から多くの貴重なご意見を賜り、ご審議に尽力していただきました滝川市保健医療福祉推進市民会議、計画策定専門部会の委員の皆様並びに関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。

2024年（令和6年）3月

滝川市長 前田 康吉



目 次

第1部 総 論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的位置付け	2
3 総合計画等との関係	2
4 計画期間	3
5 計画の策定体制	3
6 アンケート調査の実施	4

第2章 滝川市を取り巻く現状

1 介護保険制度の改正	5
2 高齢者等の現状と将来推計	6

第3章 計画の基本理念、基本方針、評価・公表

1 計画の基本理念	17
2 基本方針	17
3 重点目標	18
4 評価・公表	18

第2部 高齢者保健福祉計画

第1章 自立支援、介護予防等の推進

1 介護予防・日常生活支援総合事業	20
2 健康づくりによる介護予防の推進	34
3 その他の生活支援事業	37
4 家族介護者への支援の充実	42

第2章 地域生活支援体制の整備

1 地域包括支援センターによる支援	45
2 在宅医療・介護連携の推進	51
3 認知症施策の推進	53
4 地域における支え合いの推進	59
5 介護人材の育成と確保	64
6 災害・感染症対策に係る体制整備	64

第3章 高齢者の住まいの支援

1 高齢者の住まいのに関する相談、情報提供	66
2 多様な住まいの確保	66
3 養護老人ホーム	68

第4章 社会参加と交流の推進

1 高齢者の生きがいづくり	69
2 高齢者の積極的な社会参加の促進	70

第5章 介護サービス・介護予防サービスの充実

1 居宅介護サービス（介護予防サービス）	71
2 施設介護サービス	73
3 地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）	73

第3部 介護保険事業計画

第1章 介護保険事業等の見込み

1 日常生活圏域の設定	75
2 介護サービス・介護予防サービスの利用量の見込み	75
3 介護サービス・介護予防サービスの介護保険給付費の見込み	78
4 地域支援事業の見込み	79
5 特別給付等	81

第2章 介護保険料について

1 介護保険料の設定	82
2 介護保険料の算定	83
3 介護保険料の将来推計	85

第3章 介護保険事業の円滑な運営のために

1 介護保険制度への理解と啓発の促進	86
2 介護保険サービスの量的確保	86
3 地域支援事業の確保	86
4 適正な介護認定の推進	86
5 保険者機能の強化	86
6 介護給付の適正化	87
7 低所得者の負担軽減対策の実施	90

参考資料

1 滝川市保健医療福祉推進市民会議設置要綱	91
2 滝川市保健医療福祉推進市民会議及び計画策定専門部会委員名簿	93
3 策定経過	95

第1部 総論

第1部 総論

第1章 計画の概要

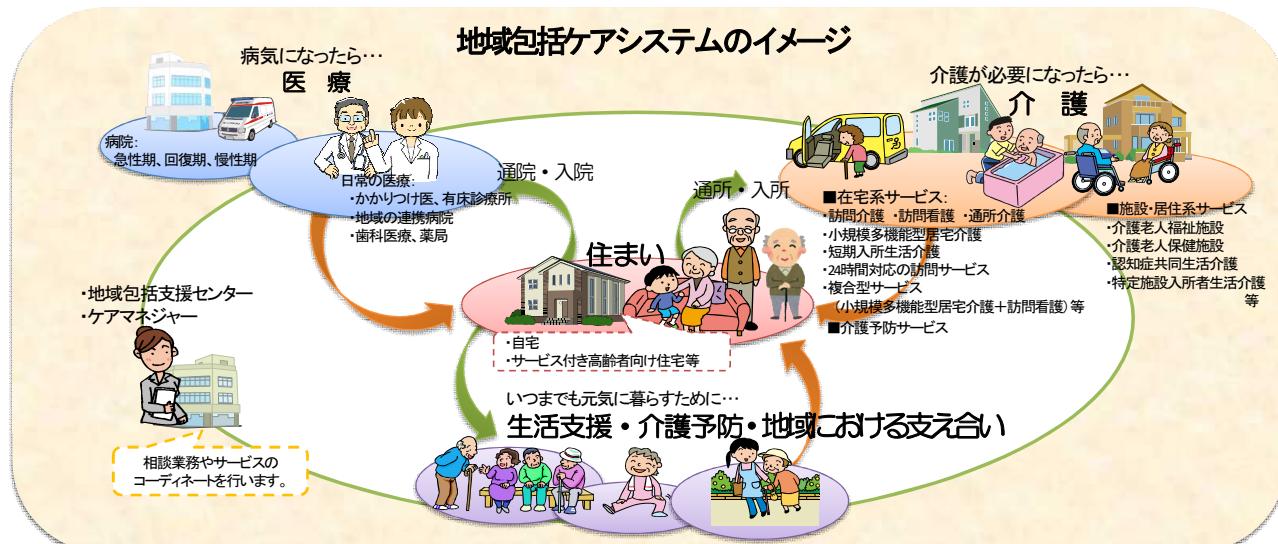
1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、2000年（平成12年）4月に創設され、制度施行当時、約900万人だった75歳以上の後期高齢者数は、2025年（令和7年）には団塊の世代全員が75歳到達により、2,180万人と見込まれています。一方で、15歳から64歳の生産年齢人口の減少により、労働力の不足や国内需要の減少による経済規模の縮小など様々な社会的・経済的課題の深刻化が懸念されてきています。

また、高齢者単身世帯や夫婦世帯の増加のほか、85歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まり、必要な介護需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が重要となります。

これまでも、国においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を整備してきているところですが、今後は、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と併せて医療と介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムの一層の推進や保険者機能を一層発揮しながら、地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要となります。

本計画は、滝川市に住む高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指して、第6期から第8期計画において取り組んできた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けて、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するものです。



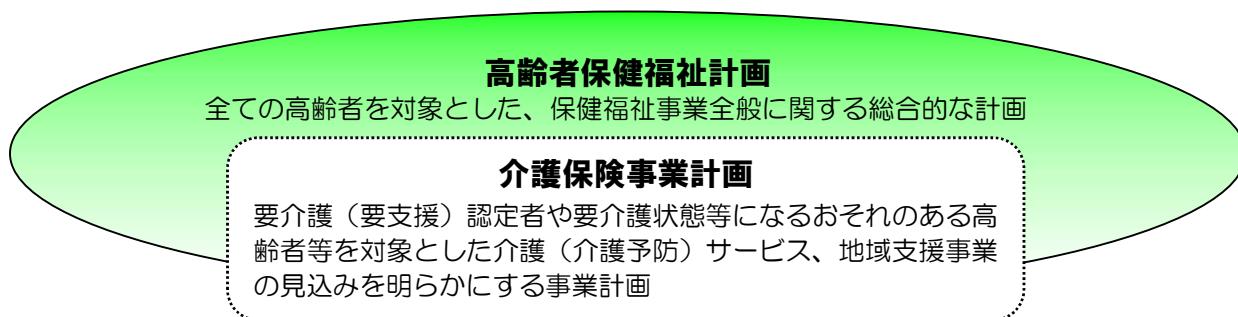
（資料：厚生労働省資料より作成）

2 計画の法的位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者の生活支援のためのサービス提供のほか、要支援・要介護認定者等に対する介護給付等対象サービスの提供や介護予防の事業などを含め、本市に住む全ての高齢者に対する保健福祉事業全般にわたる総合的な計画として作成するものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、本市における要介護者等の人数、介護給付等対象サービスの種類ごとの量や介護保険の事業費の見込みなどを明らかにする介護保険運営の基となる事業計画として作成するものです。

本計画は、これらの計画が相互に連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められていることから、一体的に策定するものです。



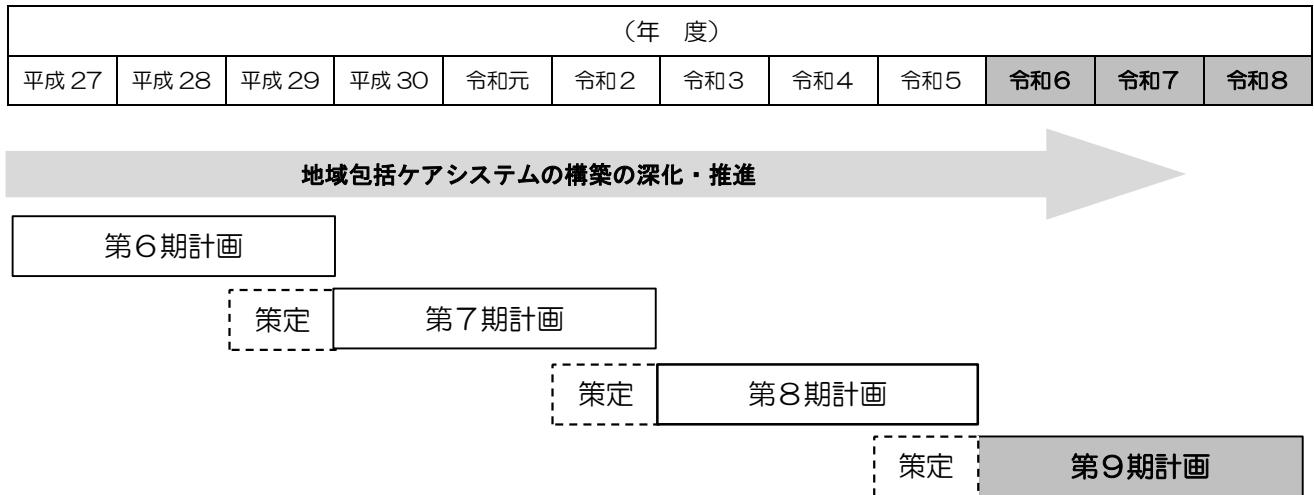
3 総合計画等との関係

本計画は、滝川市の目指すべき将来像とその実現に向けた取組の方向性を示す「滝川市総合計画（2023年度（令和5年度）～2032年度（令和14年度））」を最上位計画と、人口減少の克服・地方創生に関する取組の方向性を示す「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020年度（令和2年度）～2024年度（令和6年度））」を上位計画として、これらの計画との調和・整合性が保たれた個別計画として策定するものであり、「滝川市障がい者計画（2023年度（令和5年度）～2027年度（令和9年度））」、「滝川市障がい福祉計画（2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度））」、「第3次健康たきかわ21アクションプラン（2024年度（令和6年度）～2035年度（令和17年度））」をはじめとした他の個別計画と連携・整合性を図るものとします。

4 計画期間

本計画は、2024 年度（令和6年度）から 2026 年度（令和8年度）までの3年間を計画期間とします。

また、第6期計画をスタートの期間として、「地域包括ケアシステムの構築の深化・推進」を更に進め、2040 年（令和 22 年）以降も見据えた中長期的な計画の4期目の期間となります。



5 計画の策定体制

本計画は、保健福祉部介護福祉課及び健康づくり課の策定ワーキングにおいて検討の上で作成した議案などについて、保健・医療・福祉関係団体代表者、学識経験者、サービス事業者、被保険者等からなる「滝川市保健医療福祉推進市民会議 計画策定専門部会」で協議・検討いただき、「滝川市保健医療福祉推進市民会議」から答申された内容を尊重し、策定しました。

滝川市保健医療福祉推進市民会議

保健・医療・福祉関係団体代表者、学識経験者等からなる市民組織で、12 組織・12 人の委員で構成。広く市民の声を反映させるため、会議は原則公開

計画策定専門部会

滝川市保健医療福祉推進市民会議のうち 7 人の委員と、サービス事業者及び被保険者代表の 2 人の臨時委員を加えた計 9 人で構成

6 アンケート調査の実施

①「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」

日常生活圏域における高齢者のうち、要介護状態となる前の方を対象として、「要介護状態になるリスクの発生状況」、「各種リスクに影響を与える日常生活の状況」等を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的として実施しました。

②「在宅介護実態調査」

在宅で要支援・要介護認定を受けている方を対象として、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として実施しました。

③「事業所アンケート調査」

介護保険サービス提供事業所を対象として、「介護人材確保に関する状況」、「事業運営等」を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

区分	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	②在宅介護実態調査	③事業所アンケート調査
対象者	要介護 1～5 以外の高齢者	在宅の要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方	介護サービス事業所（居宅介護支援・福祉用具・住宅改修・訪問看護・訪問リハを除く）
調査対象数	1,318人 (対象者の11.0%)	684人 (人口の1.8%)	41事業者
抽出方法	住民基本台帳及び居宅サービス利用者から無作為抽出	令和4年9月～令和5年6月の調査対象期間に更新申請・区分変更申請に伴う認定訪問調査を受ける方のうち、要介護認定データの活用に係る同意をいただいた方	介護サービスを提供する事業所
回答数 (回収率)	706人 (53.6%)	266人 (38.9%)	40事業所 (97.6%)

第2章 滝川市を取り巻く現状

1 介護保険制度の改正

2025年度（令和7年度）までの「地域包括ケアシステムの構築」と「介護保険制度の持続可能性の確保」のために、2015年度（平成27年度）から大きく改正された介護保険制度等ですが、2023年（令和5年）5月に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、新たな制度改正が行われることとなりました。主な改正内容は、次のとおりです。

1 こども・子育て支援の拡充

【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

2 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し

【健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律】

3 医療保険制度の基盤強化等

【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

4 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

【介護保険関係の主な改正事項】

I 介護情報基盤の整備

○介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一緒に実施

II 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

○介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備

III 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

○介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進

IV 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

○サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を推進

V 地域包括支援センターの体制整備等

○地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備

2 高齢者等の現状と将来推計

(1) 高齢者人口・世帯の推移

①高齢者人口の推移と推計

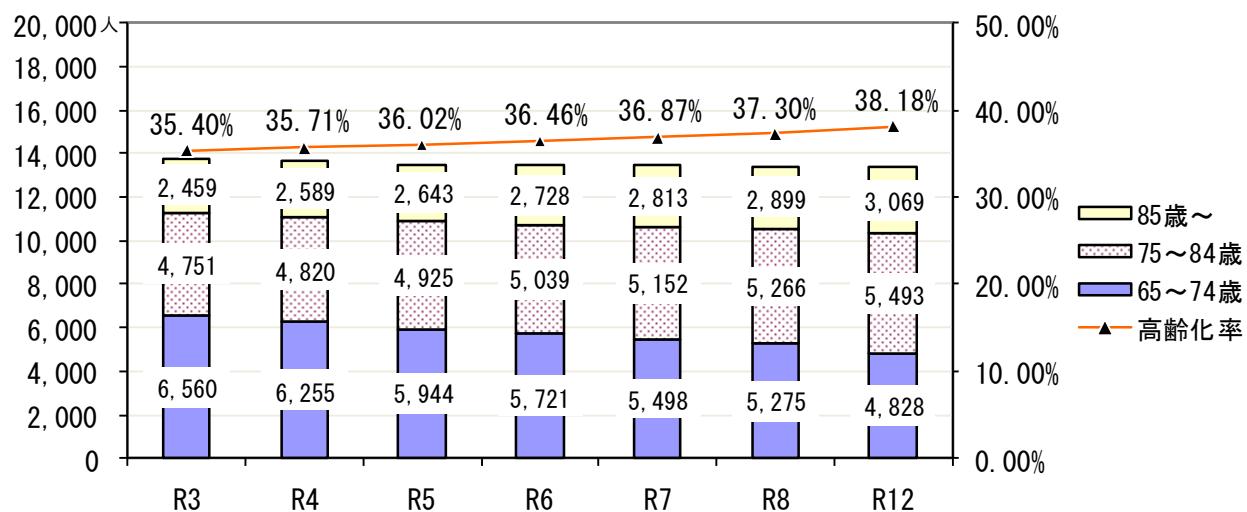
住民基本台帳の人口及び第1号被保険者数の実績を基にコーホート要因法^{*注1}で総人口と高齢者人口（第1号被保険者）の将来動向を推計しました。

総人口が2023年度（令和5年度）37,511人から2026年度（令和8年度）36,031人と1,480人減少が見込まれ、65歳以上の第1号被保険者についても、2023年度（令和5年度）13,512人から2026年度（令和8年度）13,440人と72人減少すると推計されます。

第1号被保険者は、2020年度（令和2年度）をピークに減少し、75歳以上の高齢者は、2023年度（令和5年度）7,568人から2026年度（令和8年度）8,165人と597人増加すると見込まれ、2030年度（令和12年度）頃には、ピークに達すると推計されます。

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
人口	38,893	38,259	37,511	36,990	36,510	36,031	35,073
第1号被保険者	13,770	13,664	13,512	13,488	13,463	13,440	13,390
65～74歳	6,560	6,255	5,944	5,721	5,498	5,275	4,828
75～84歳	4,751	4,820	4,925	5,039	5,152	5,266	5,493
85歳以上	2,459	2,589	2,643	2,728	2,813	2,899	3,069
第2号被保険者	12,737	12,598	12,480	12,323	12,167	12,010	11,696
40歳未満	12,356	11,970	11,477	11,179	10,880	10,581	9,987
高齢化率 ^{*注2}	35.4%	35.7%	36.0%	36.5%	36.9%	37.3%	38.2%



注1)「コーホート要因法」：年齢別人口の変化を死亡・出生・人口移動の要因ごとに計算して将来人口を予測する計算方法
注2) ここでの高齢化率は、第1号被保険者数による高齢化率。

②高齢者世帯の推移

2010 年度（平成 22 年度）から 2020 年度（令和 2 年度）までの国勢調査における世帯数及び高齢者人口を基に、各世帯構成の比率や伸び率を求め、将来見込まれる高齢者人口に乘じることにより、高齢者世帯数の将来動向を推計しました。

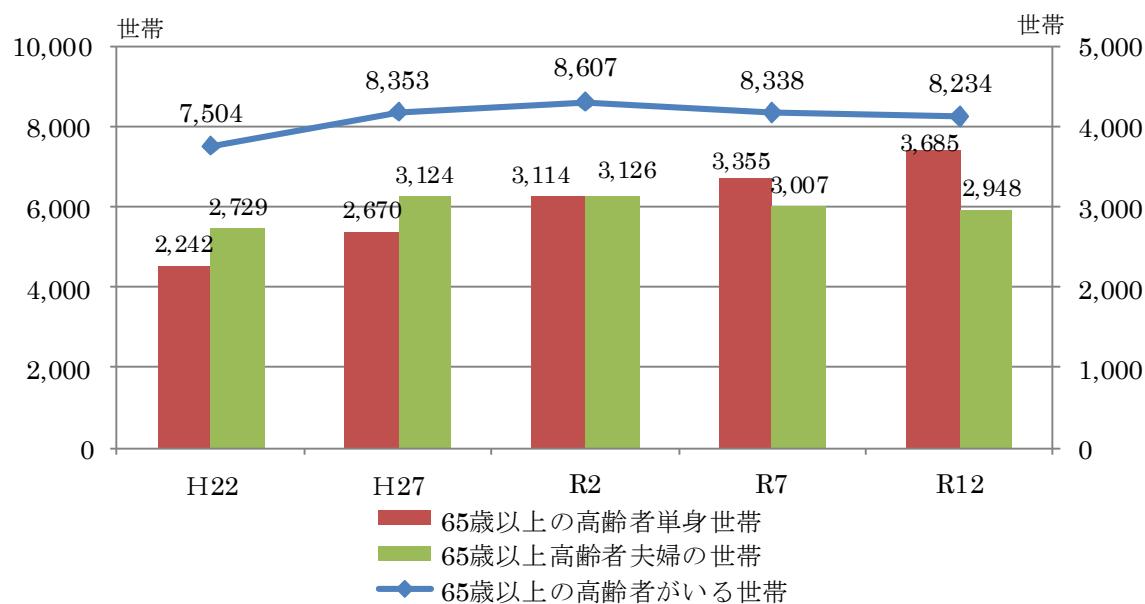
65 歳以上の高齢者単身世帯は、2025 年度（令和 7 年度）以降も増加が見込まれますが、65 歳以上の高齢者夫婦世帯と 65 歳以上の高齢者がいる世帯は、減少に転じると見込まれています。

また、65 歳以上高齢者夫婦の世帯の 65 歳以上の高齢者がいる世帯に占める割合は、2015 年度（平成 27 年度）37.4% をピークに減少に転じているのに対し、65 歳以上の高齢者単身世帯は、2010 年度（平成 22 年度）29.9% が 2030 年度（令和 12 年度）44.7% と大きく増加しています。

（単位：世帯）

	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 7 年度	令和 12 年度
65 歳以上の高齢者単身世帯	2,242	2,670	3,114	3,355	3,685
（高齢者世帯に占める割合）	(29.9%)	(32.0%)	(36.2%)	(40.2%)	(44.7%)
65 歳以上高齢者夫婦の世帯	2,729	3,124	3,126	3,007	2,948
（高齢者世帯に占める割合）	(36.4%)	(37.4%)	(36.3%)	(36.1%)	(35.8%)
65 歳以上の高齢者がいる世帯	7,504	8,353	8,607	8,338	8,243

（資料：国勢調査）



(2) 要介護・要支援認定者数の推移

2023年（令和5年）10月時点における性別・年齢別被保険者数に占める要支援・要介護度別認定者数の比率（認定者の出現率）を求め、将来見込まれる性別・年齢別被保険者数に乘じることにより、認定者数の将来動向を推計しました。

認定者数は2023年度（令和5年度）から2026年度（令和8年度）までに110人増加すると見込み、伸び率は4.5%となっています。

40歳から64歳までの第2号被保険者を除く認定率は、2023年度（令和5年度）17.7%から2026年度（令和8年度）は18.6%に増加すると見込まれます。

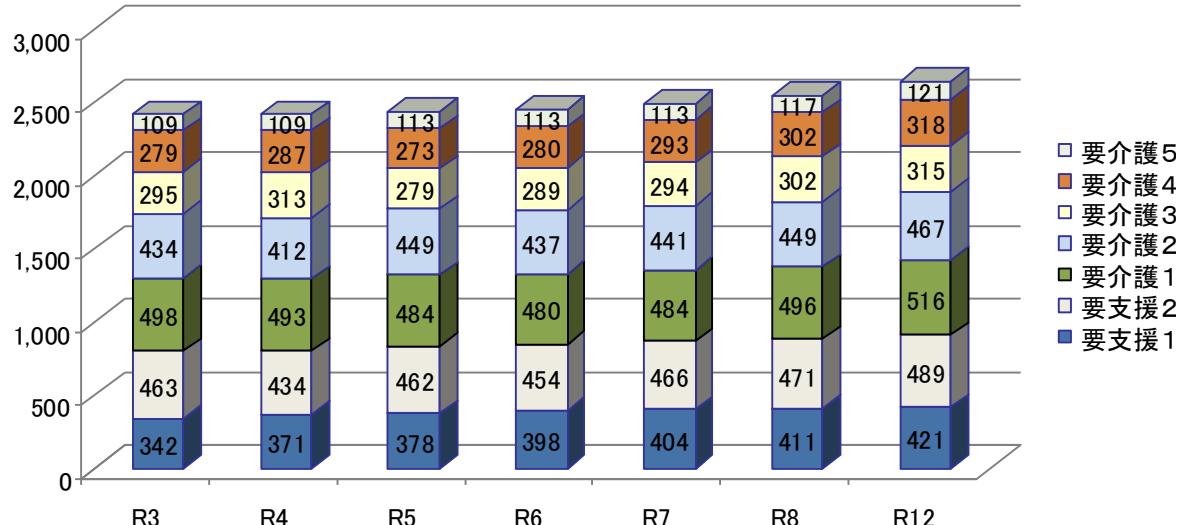
（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
要支援1	342	371	378	398	404	411	421
要支援2	463	434	462	454	466	471	489
要介護1	498	493	484	483	484	496	516
要介護2	434	412	449	440	441	449	467
要介護3	295	313	279	292	294	302	315
要介護4	279	287	273	286	293	302	318
要介護5	109	109	113	113	113	117	121
合 計	2,420	2,419	2,438	2,466	2,495	2,548	2,647
第1号被保険者	2,381	2,380	2,394	2,422	2,452	2,506	2,606
第2号被保険者	39	39	44	44	43	42	41

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
第9期計画	17.3%	17.4%	17.7%	18.0%	18.2%	18.6%	19.5%
第8期計画	17.5%	18.0%	18.5%	—	—	—	—

※第2号被保険者は除く。

人



(3) 高齢者の状況

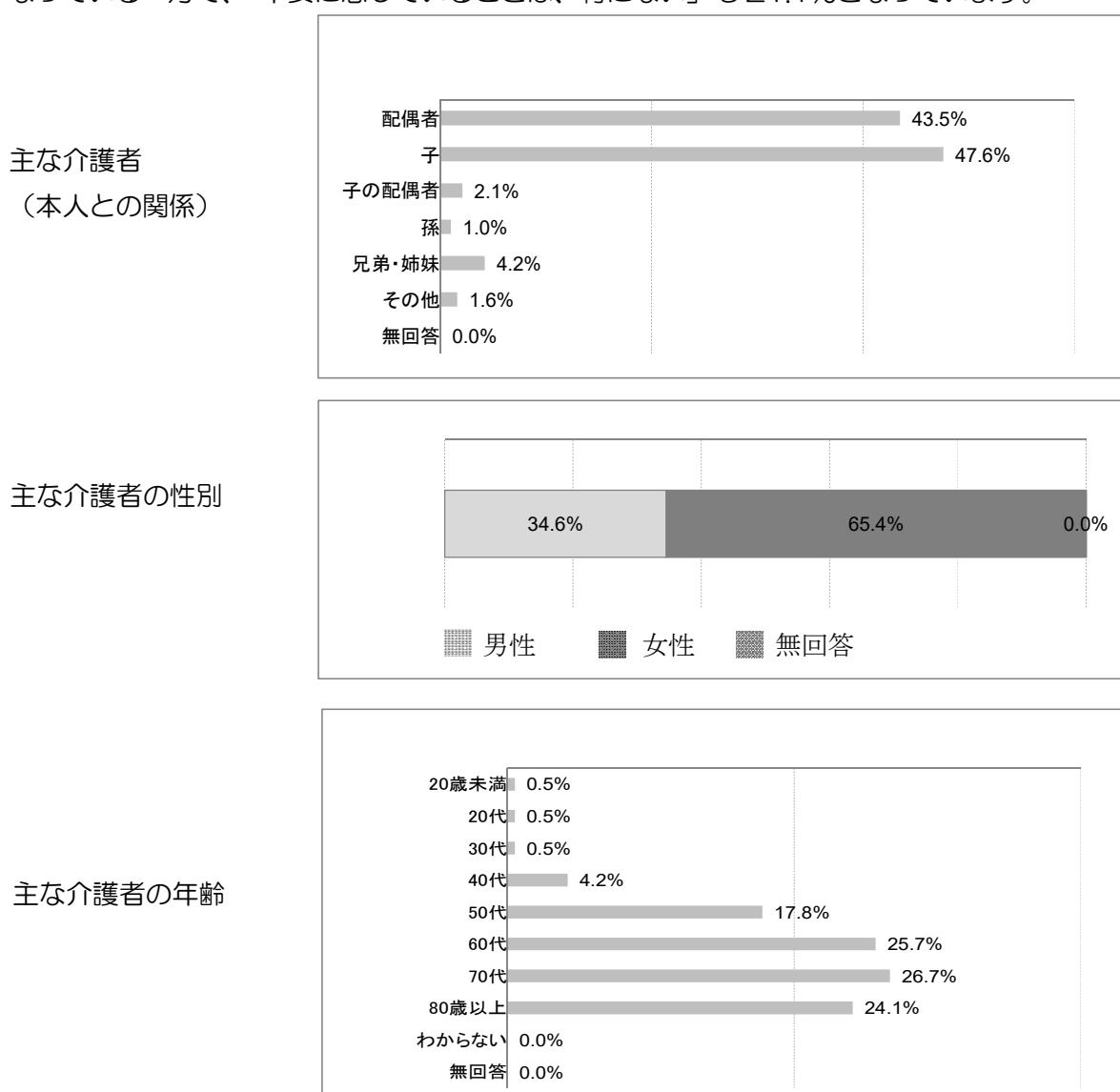
①介護者の状況（在宅介護実態調査より）

要支援・要介護認定を受けている方の主な介護者は、「子」が47.6%と最も多く、次いで「配偶者」が43.5%となっています。また、主な介護者の性別は、「女性」が65.4%と高く、主な介護者の年齢は、「70代」が26.7%と最も多くなっており、60歳以上の介護者の割合は76.5%、70歳以上の介護者の割合は50.8%となっていることから、高齢者が高齢者の介護を行う「老老介護」の割合が高い状況です。

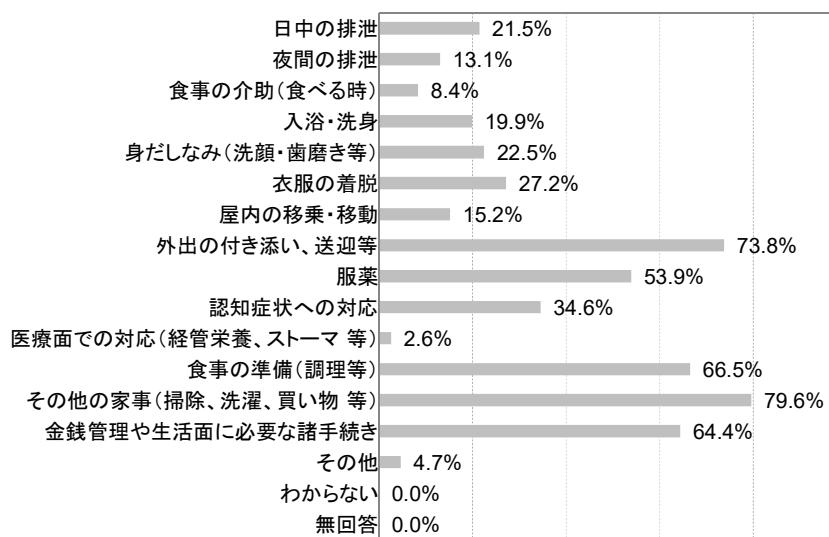
主な介護者が行っている介護の内容として、「掃除・洗濯・買い物等の家事」が79.6%と最も多く、次いで「外出の付き添い・送迎等」が73.8%、「食事の準備」が66.5%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が64.4%となっており、生活援助の割合が高くなっています。

介護離職の有無については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はない」が96.9%であるものの、転職を含めた離職をされた方が2.6%に及んでいます。

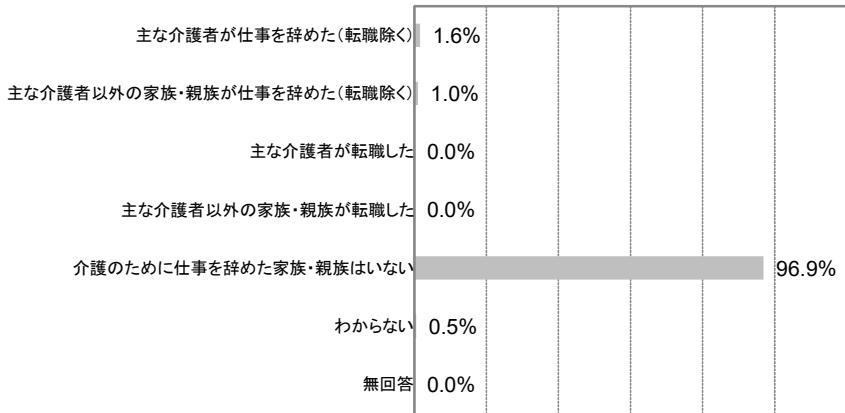
今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じている介護については、「外出の付き添い、送迎等」が最も多く26.3%となっており、次いで「認知症状への対応」が25.3%となっている一方で、「不安に感じていることは、特になし」も21.1%となっています。



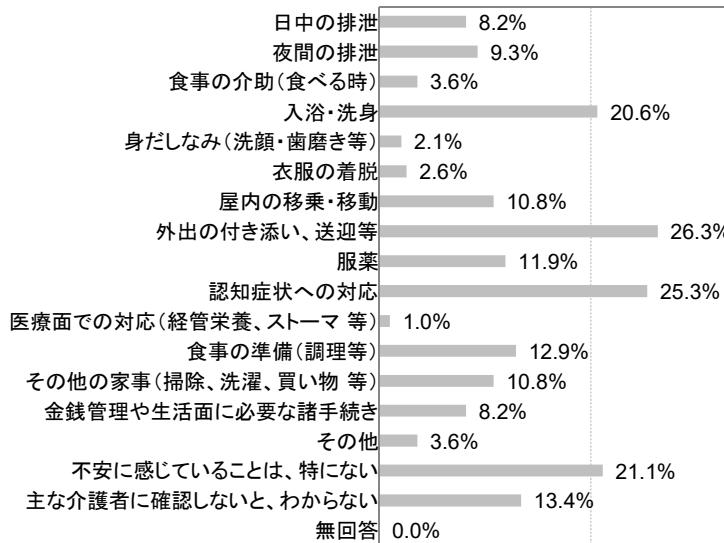
主な介護者が行って
いる介護



介護離職の有無

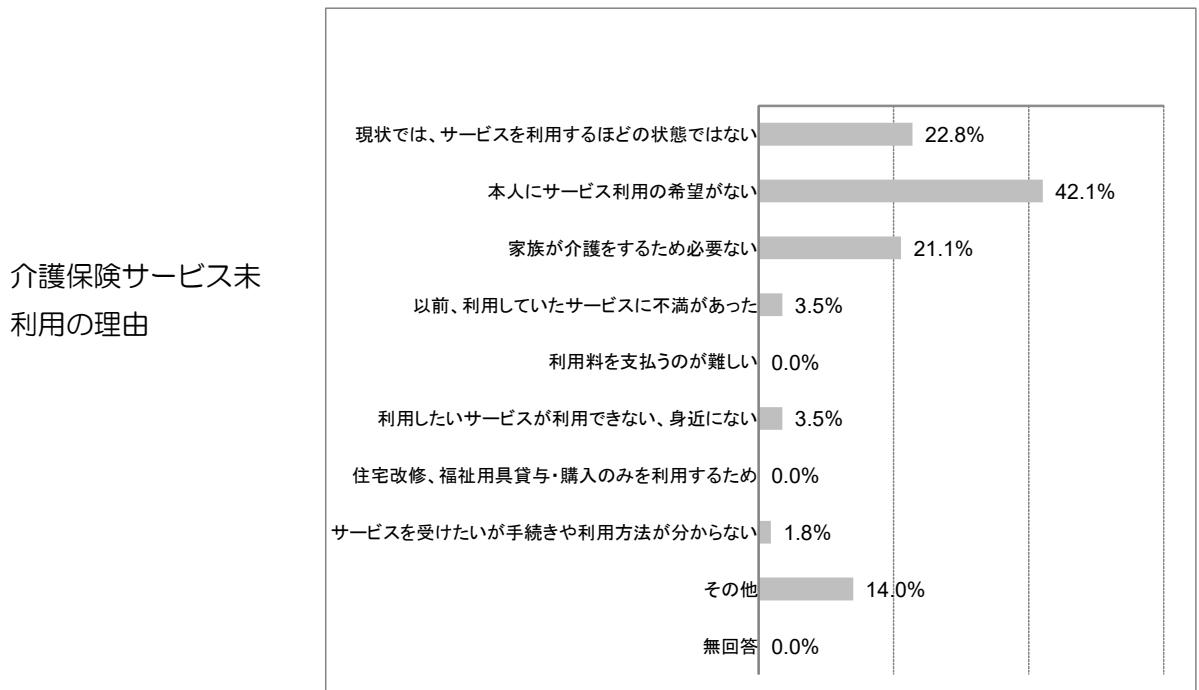


在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じている介護



②介護サービスの利用状況（在宅介護実態調査より）

要支援・要介護認定を受けている方の介護保険サービスの利用状況について、「利用していない」が21.4%となっており、その理由として「本人にサービス利用の希望がない」が42.1%、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が22.8%、次いで、「家族が介護をするため必要ない」が21.1%となっています。



③くらしの状況（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より）

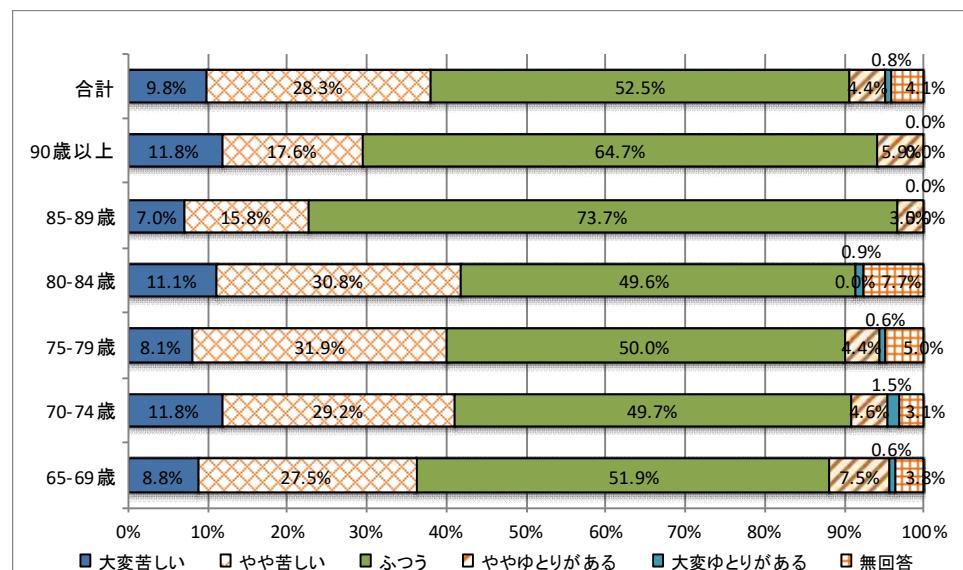
高齢者（要介護1～5の方を除く）の方の現在の暮らしの状況を経済的にどのように感じるかについては、どの年代においても「ふつう」以上が半数を上回っていますが、一方で「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせると38.1%となり、約3人に1人が経済的に苦しいと感じている状況となっています。

健康状態については、どの年代においても「まあよい」が最も多くなっていますが、85歳～89歳の方は「あまりよくない」「よくない」と感じている状況となっています。

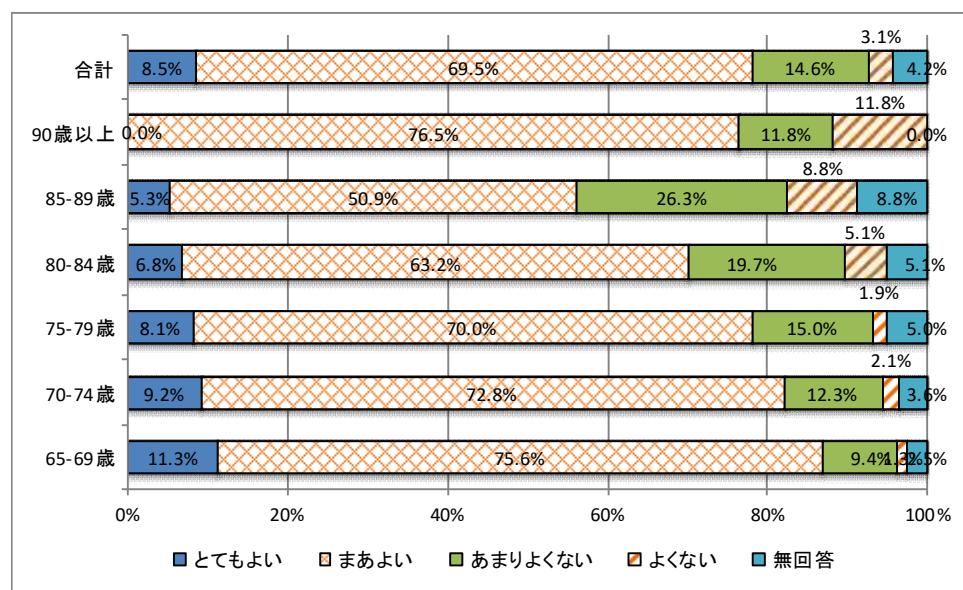
どの程度幸せかを感じるかについては、10点満点評価で点数が高い方が幸せと感じているとしたときに、「8点以上」が50.6%、「4～7点」が43.8%となっています。

生きがいがあるかについては、全体の50.6%の方が「生きがいあり」と回答しています。

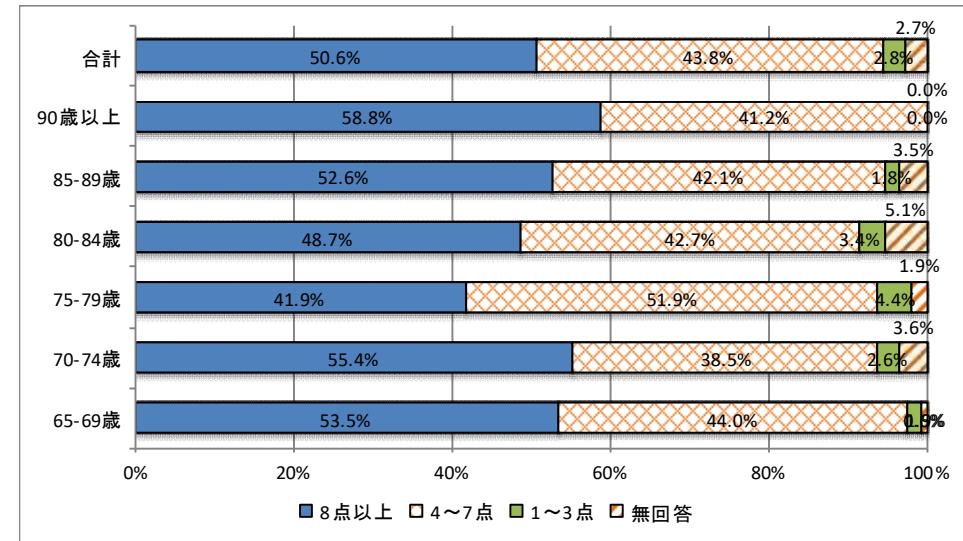
現在の暮らしの状況
を経済的にどのように
感じるか

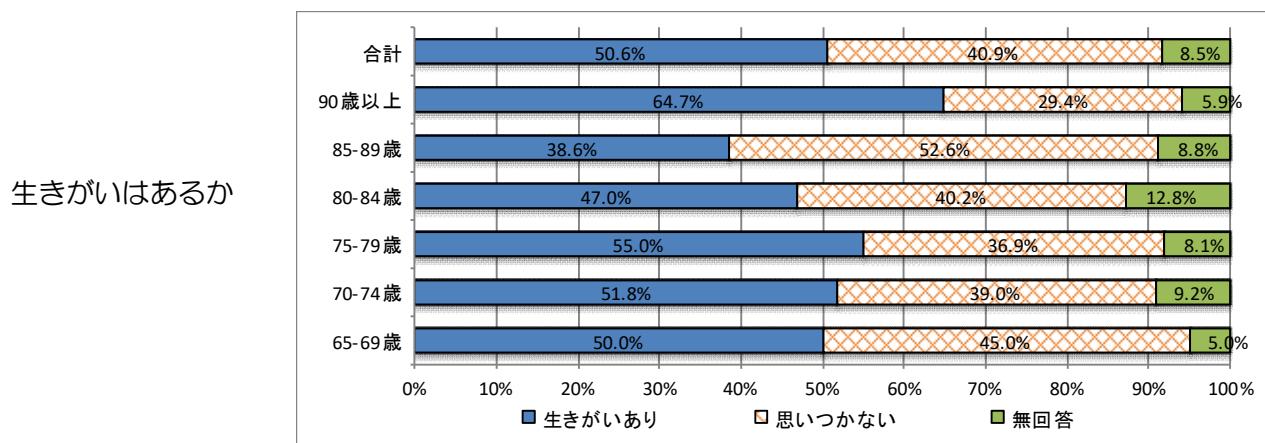


あなたの健康状態



あなたはどの程度幸
せですか（10点満点
評価）



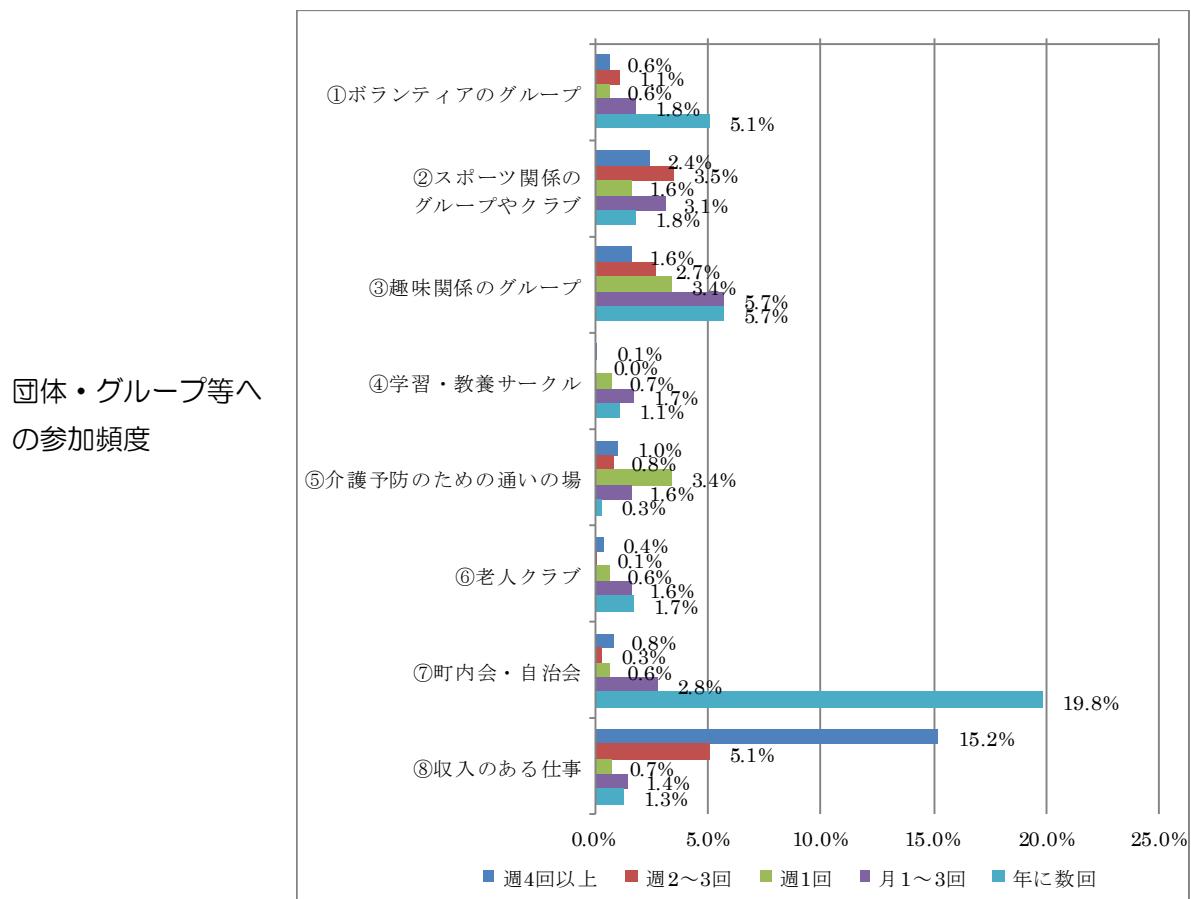


④社会参加について（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より）

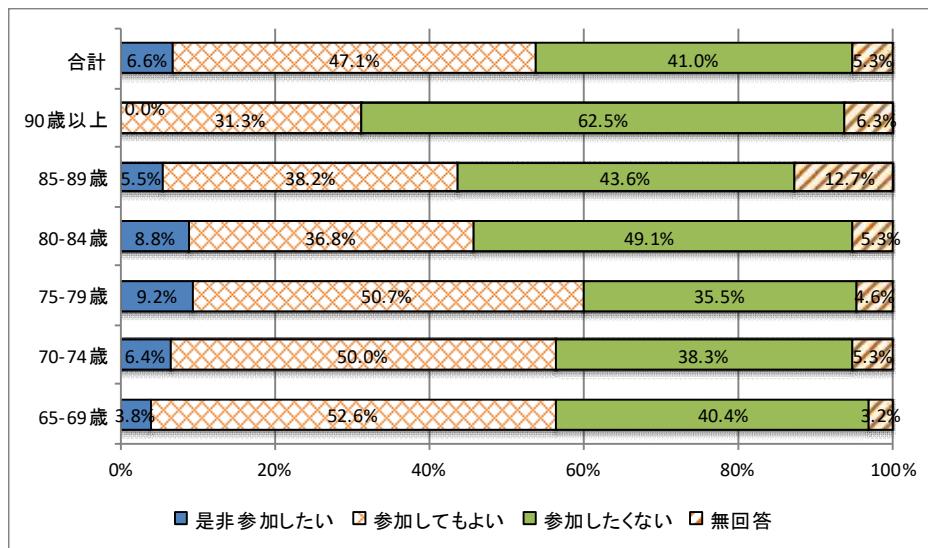
高齢者（要介護1～5の方を除く）の方の社会参加状況について、各種団体やグループ等への参加頻度について、週1回以上については「収入のある仕事」が21.0%で前回調査16.3%より増加しています。また、次いで、「趣味関係のグループ」が7.7%、「スポーツ関係のグループやクラブ」が7.5%ですが、いずれも前回調査より減少しています。

住民有志による地域づくり活動への参加意向については、年齢とともに「参加したくない」が増加していますが、参加意向の方は53.7%と半数以上の方は参加を肯定的に感じている状況となっていますが、前回調査の57.1%より減少しています。

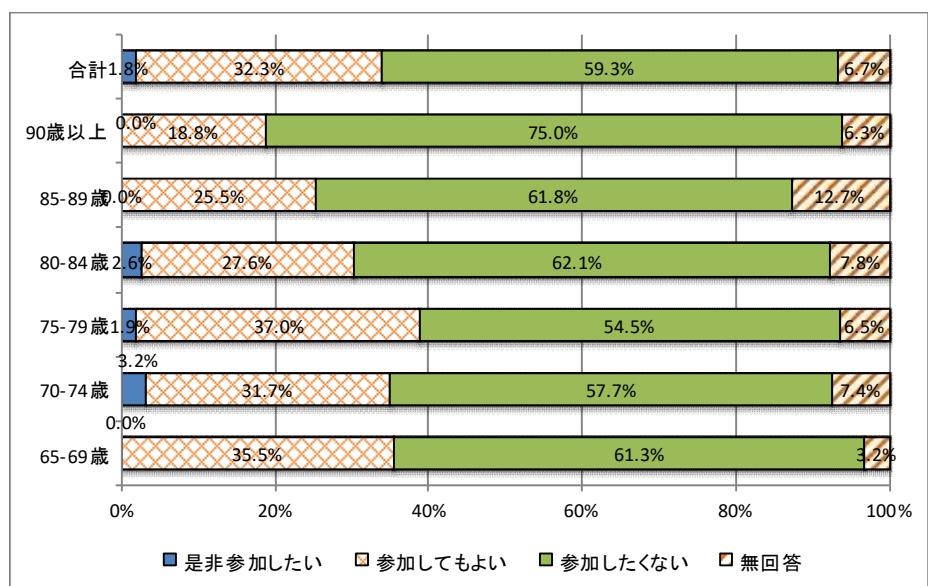
地域づくり活動の運営側としての参加意向については、参加者として参加してもよいが、運営側として参加することには否定的な状況となっています。



住民有志による地域
づくり活動に参加し
たいか



住民有志による地域
づくり活動に運営側
として参加したいか



⑤認知症高齢者の状況

認知症高齢者を判定する「認知症高齢者日常生活自立度判定基準」において、認知症自立度Ⅱ以上の方が令和5年4月1日で1,447人となっており、令和2年4月1日から79人減少しています。しかし、75歳以上の後期高齢者割合の増に伴い、認知症高齢者数は今後増加傾向であり、令和12年度には認知症自立度Ⅱ以上の方は1,731人に到達すると見込まれます。

	65歳以上 高齢者数 a	介護認定者数 (65歳以上) b	認知症自立度 Ⅱ以上 c	高齢者数に 占める割合 c/a	介護認定者数に 占める割合 c/b
令和2年度	13,762人	2,343人	1,526人	11.1%	65.1%
令和3年度	13,770人	2,388人	1,474人	10.7%	61.7%
令和4年度	13,664人	2,423人	1,497人	11.0%	61.8%
令和5年度	13,512人	2,425人	1,447人	10.7%	59.7%
令和7年度	13,463人	2,481人	1,613人	12.0%	65.0%
令和12年度	13,390人	2,628人	1,731人	12.9%	65.9%

(資料：滝川市介護福祉課認定調査票より作成)

参考：認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

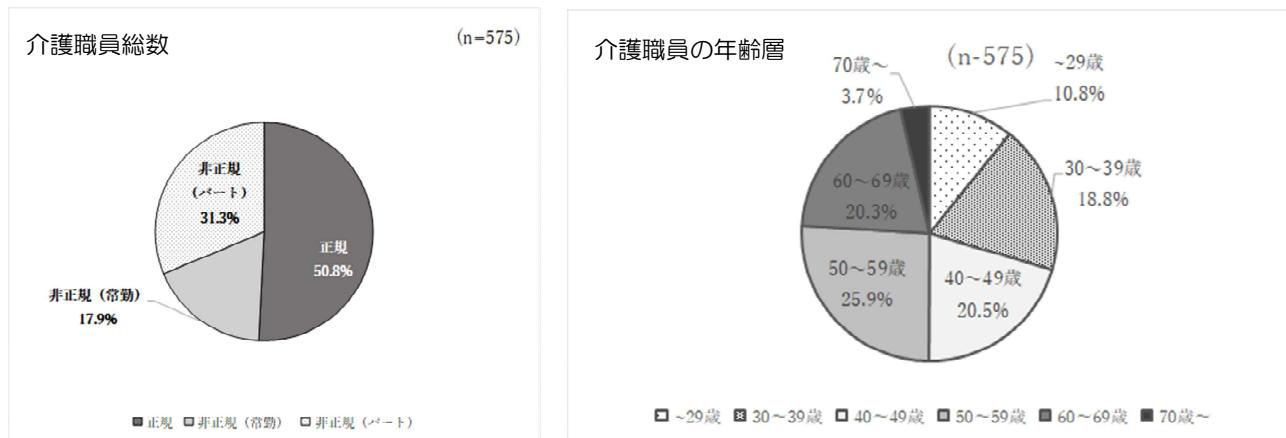
ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応等一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaと同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIと同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する周辺症状が継続する状態等

(資料：厚生労働省「主治医意見書記入の手引き」)

⑥介護サービス事業所の従業員等の状況（事業所アンケート調査より）

介護サービス事業所における介護職員総数のうち、非正規職員が半数近くを占める割合です。

介護職員の年齢層については、50歳以上が約50%であるのに対し、29歳以下については、10.8%と若い年齢層の職員が少ない傾向となっています。

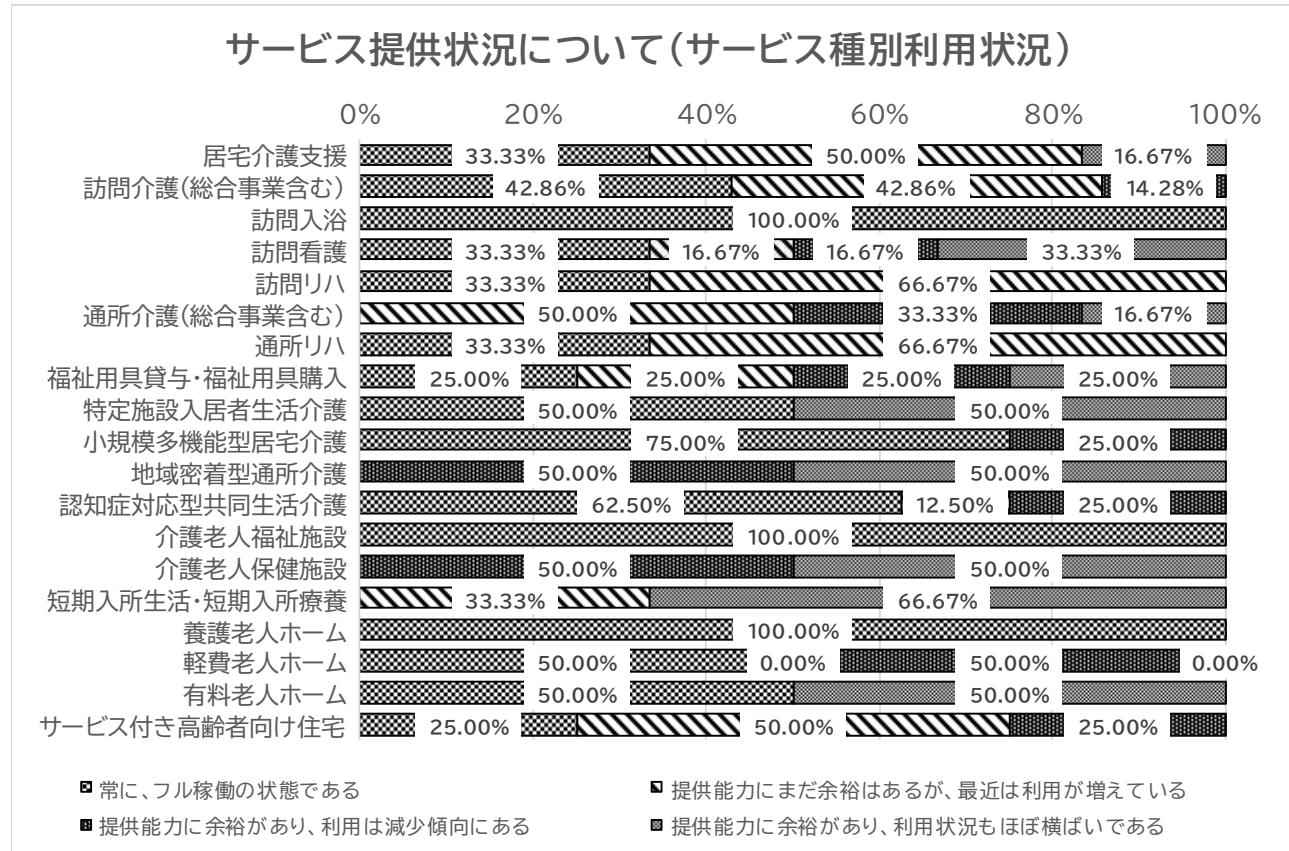


また、介護人材確保に与える影響については、「介護職員の給与等賃金の処遇改善」が「大変ある」「ある」と回答の割合が高く、次いで「給与等賃金以外の介護職員の処遇改善」、「介護職の理解促進など、介護職のイメージアップ」、「資格取得のための研修費の助成・補助金」となっています。

	大変ある	ある	あまりない	ない	無回答
介護職の理解促進など、介護職のイメージアップ	22.5%	60.0%	12.5%	5.0%	0.0%
小中学校教育現場や地域における職場体験	15.0%	57.5%	17.5%	7.5%	2.5%
研修、介護職員の資質向上への支援	17.5%	52.5%	20.0%	7.5%	2.5%
上位資格の取得支援など	22.5%	50.0%	12.5%	12.5%	2.5%
資格取得のための研修費の助成・補助金	40.0%	42.5%	7.5%	10.0%	0.0%
介護助手などの新たな担い手育成や導入のための支援	15.0%	45.0%	30.0%	7.5%	2.5%
就職フェアへの参加など、就職活動の支援	7.5%	45.0%	30.0%	12.5%	5.0%
介護ロボットやICTの導入などの生産性の向上の支援	10.0%	45.0%	27.5%	12.5%	5.0%
就職促進への補助金制度	15.0%	62.5%	12.5%	7.5%	2.5%
介護職員の給与等賃金の処遇改善	60.0%	35.0%	0.0%	5.0%	0.0%
給与等賃金以外の介護職員の処遇改善	62.5%	30.0%	2.5%	5.0%	0.0%
その他	7.5%	5.0%	0.0%	70.0%	12.5%

⑦介護サービス事業所のサービス提供状況（事業所アンケート調査より）

居宅系のサービスについては、「提供能力にまだ余裕がある」事業所が多くある状況となっていますが、「訪問入浴」、「介護老人福祉施設」、「養護老人ホーム」については、利用のニーズが高い状況になっていると考えられます。



第3章 計画の基本理念、基本方針、評価・公表

1 計画の基本理念

本計画においては、団塊の世代の方々が75歳に到達する2025年（令和7年）さらには2040年（令和22年）以降も見据え、第6期計画から進めている「地域包括ケアシステムの構築」という目標を継承し、その実現に向けた様々な施策の更なる深化・推進を目指して、次のとおり基本理念を定めます。

<基本理念>

市民の介護予防意識や支え合いの意識を高め、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指します。

2 基本方針

計画の基本理念を実現するために、次の5つの基本方針を設定します。

(1) 自立支援、介護予防等の推進

■基本方針

高齢者の自立した日常生活を支援するため、介護予防等の取組を推進するとともに、生活支援サービスを充実します。

(2) 地域生活支援体制の整備

■基本方針

高齢者の住み慣れた場所での生活を支援するため、行政・事業者・地域住民がそれぞれの立場から支え合う仕組みづくりを推進します。

(3) 高齢者の住まいの支援

■基本方針

高齢者のニーズに応じた住まいが適切に提供されるように努めます。

(4) 社会参加と交流の推進

■基本方針

高齢者が生きがいをもっていきいきと暮らすことができるよう、高齢者の社会参加を促進します。

(5) 介護サービス・介護予防サービスの充実

■基本方針

高齢者の住み慣れた地域での生活を支える介護サービス・介護予防サービスの充実を図ります。

3 重点目標

本計画においては、計画の基本理念を実現するための5つの基本方針に則り、「地域包括ケアシステム」の深化・推進の実現に向けた取組を進めます。また、そのうえで本計画における優先課題として、次の取組を重点目標とし推進します。

【第9期計画における重点目標】

- ・「自立支援・重度化防止等の介護予防の取組の推進」
- ・「認知症本人・家族とともに生きる社会の実現」
- ・「介護人材の育成と確保」

4 評価・公表

2017年（平成29年）における介護保険法の改正により、市町村及び地域包括支援センターは、本計画により実施する自立支援や介護予防等の取組、介護給付費の適正化に関する施策などについて、目標の達成状況についての分析等を行い、その実績を評価することとなりました。このような実績評価の実施により計画の適切な進行管理に努めます。

また、実績評価の結果については、市民の皆様への公表に努めます。

第9期計画の基本体系図

<基本理念>

市民の介護予防意識や支え合いの意識を高め、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指します。

<基本方針>

- 1 高齢者の自立した日常生活を支援するため、介護予防等の取組を推進とともに、生活支援サービスを充実します。
- 2 高齢者の住み慣れた場所での生活を支援するため、行政・事業者・地域住民がそれぞれの立場から支え合う仕組みづくりを推進します。
- 3 高齢者のニーズに応じた住まいが適切に提供されるように努めます。
- 4 高齢者が生きがいをもっていきいきと暮らすことができるよう、高齢者の社会参加を促進します。
- 5 高齢者の住み慣れた地域での生活を支える介護サービス・介護予防サービスの充実を図ります。

○高齢者保健福祉計画の概要

1 自立支援、介護予防等の推進

- ①介護予防・日常生活支援総合事業 ②健康づくりによる介護予防の推進 ③その他の生活支援事業
④家族介護者への支援の充実

2 地域生活支援体制の整備

- ①地域包括支援センターによる支援 ②在宅医療・介護連携の推進 ③認知症施策の推進
④地域における支え合いの推進 ⑤介護人材の育成と確保 ⑥災害・感染症対策に係る体制整備

3 高齢者の住まいの支援

- ①高齢者の住まいに関する相談・情報提供 ②多様な住まいの確保 ③養護老人ホーム

4 社会参加と交流の推進

- ①高齢者の生きがいづくり ②高齢者の積極的な社会参加の促進

5 介護サービス・介護予防サービスの充実

- ①居宅介護サービス(介護予防サービス) ②施設介護サービス ③地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービス)

○介護保険事業計画の概要

1 介護保険事業等の見込み

2 介護保険料について

3 介護保険事業の円滑な運営のために

第2部 高齢者保健福祉計画

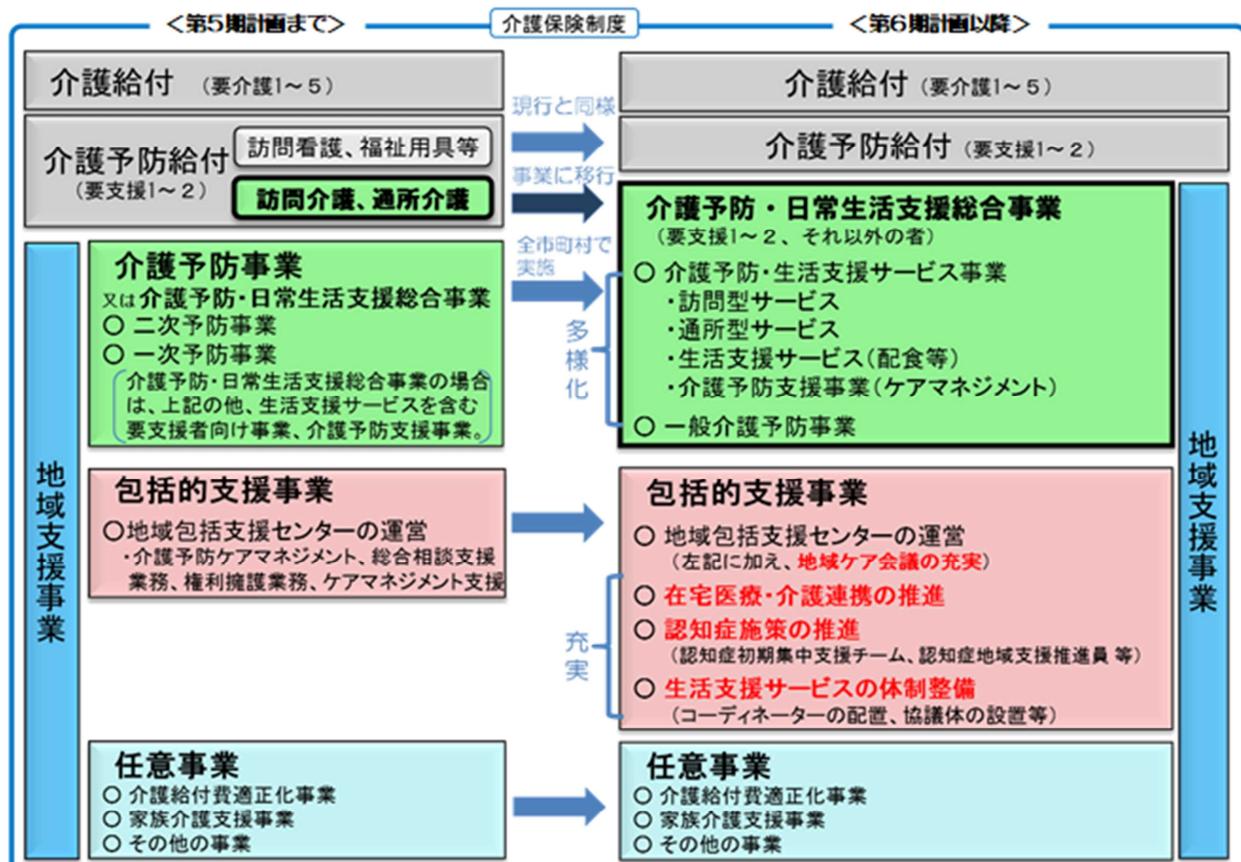
第2部 高齢者保健福祉計画

第1章 自立支援、介護予防等の推進

1 介護予防・日常生活支援総合事業

2015年（平成27年）における介護保険制度の改正により、要支援1・2の認定を受けた方（要支援者）に提供されていた「訪問介護」と「通所介護」が「介護予防給付」から「地域支援事業」の新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行されました。

この介護予防・日常生活支援総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つの事業で構成され、「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援1・2の認定を受けた方が、基本チェックリスト^{*注3}による判定で要支援者に相当する状態の方（介護予防・生活支援サービス事業対象者）が、「一般介護予防事業」は、65歳以上の全ての高齢者が対象となります。



（資料：厚生労働省資料より作成）

「介護予防・日常生活支援総合事業」については、地域の実情に応じて、地域資源を活用し要支援者等に対する効果的・効率的な支援等を行うことが可能になるものであり、2017年（平成29年）4月までに全ての市町村が移行することとされました。（※滝川市は、平成28年3月1日移行）

注3)「基本チェックリスト」：「介護予防・生活支援サービス事業対象者」や「要介護状態になるおそれのある高齢者」を判定するために用いる25項目からなるチェックリスト

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

①介護予防・生活支援サービスの実施

【事業概要】

地域の実情に応じて、高齢者の自立支援や介護予防につなげるための多様な介護予防・生活支援サービスを実施します。現在、滝川市が実施しているサービスは次のとおりです。

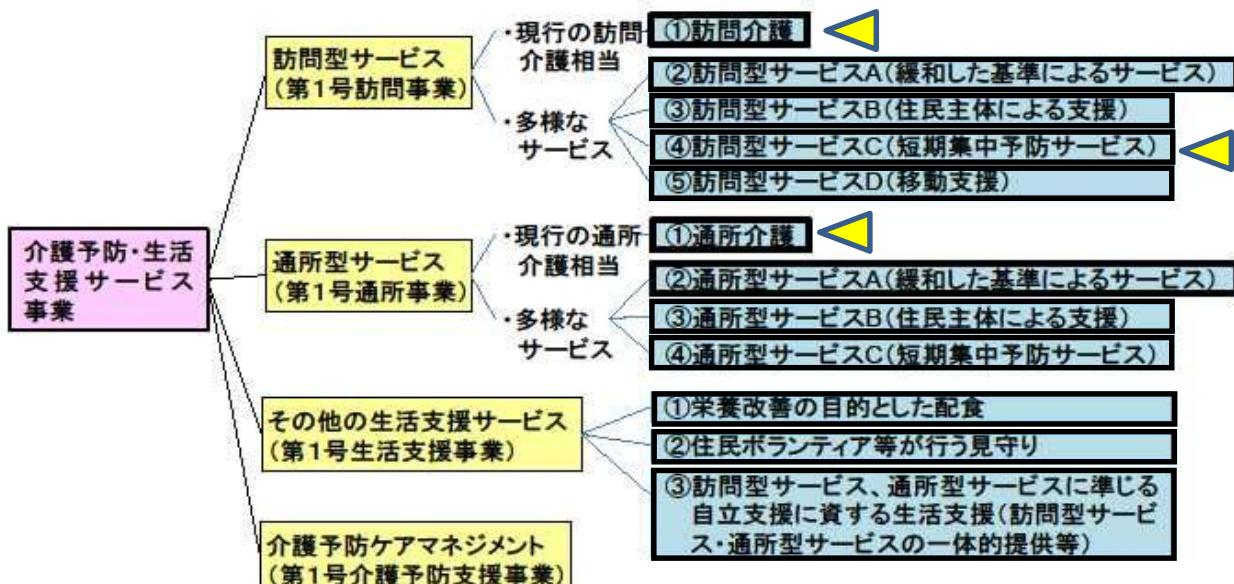
サービスの類型	サービス名
訪問型サービス	滝川市訪問介護相当サービス (従来の介護予防訪問介護相当のサービス)
	滝川市訪問型サービスC(口腔ケア・栄養改善)
通所型サービス	滝川市通所介護相当サービス (従来の介護予防通所介護相当のサービス)

介護予防・生活支援サービスは、従来の介護予防給付のサービスと異なり、市町村の裁量により運営や単価などの基準を定めることができるのであるため、地域の関係者により構成する協議体を組織しての検討や市内事業者など関係団体等からの意見等を踏まえて、地域の実情に応じた多様なサービスの充実を図ります。

○介護予防・生活支援サービスに係る給付状況

事業名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	給付費	件数	給付費	件数	給付費
滝川市訪問介護相当サービス事業	1,877件	32,280,897円	2,059件	35,628,460円	1,996件	33,346,849円
滝川市通所介護相当サービス事業	2,868件	83,503,119円	3,012件	88,057,495円	3,134件	89,938,476円
高額介護予防サービス費相当事業等	53件	293,453円	59件	174,639円	71件	250,219円

介護予防・生活支援サービスの構成



②介護予防ケアマネジメントの実施

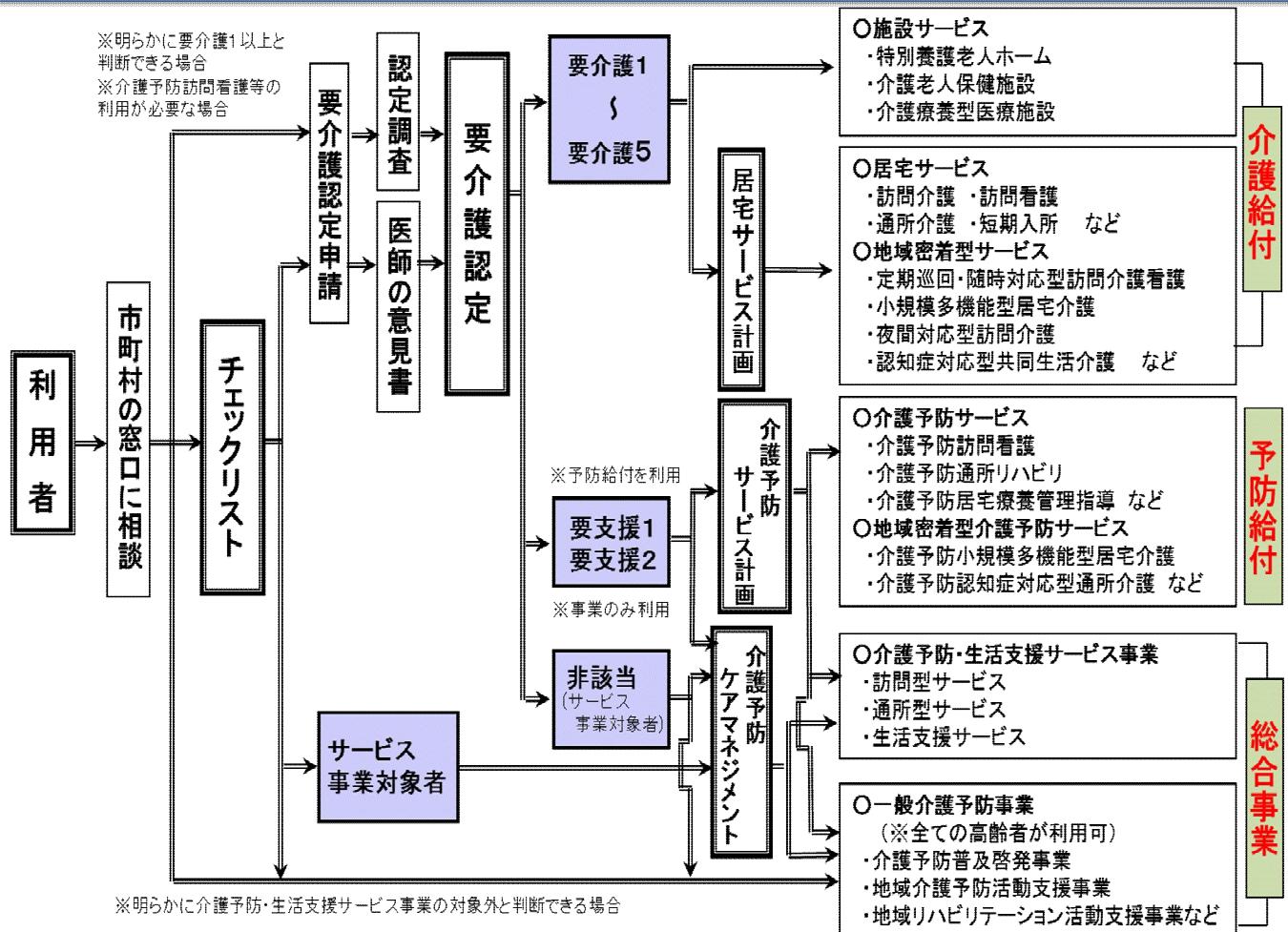
【事業概要】

窓口での相談や一般介護予防事業へ参加された要支援者に相当する状態の方に対し、基本チェックリストを用いて介護予防ケアマネジメント^{*注4}を実施し、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスなど必要なサービスを提供します。

○介護予防ケアマネジメント実施状況

類型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 ^{*注6}
ケアマネジメントA ^{*注5}	3,118件	3,079件	3,052件	3,000件

介護サービスの利用の手続き



(資料：厚生労働省)

注4)「介護予防ケアマネジメント」：地域包括支援センターが要支援者や事業対象者に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活ができるようケアプランを作成するもの

注5)「ケアマネジメントA」：介護予防ケアマネジメントの種類で、3か月ごとにモニタリングを実施する介護予防サービス計画と同水準のものが「ケアマネジメントA」、モニタリングは必要に応じて実施すれば良い簡略化した介護予防ケアマネジメントが「ケアマネジメントB」、モニタリングは不要で初回のみの最も簡略された介護予防ケアマネジメントが「ケアマネジメントC」となる。

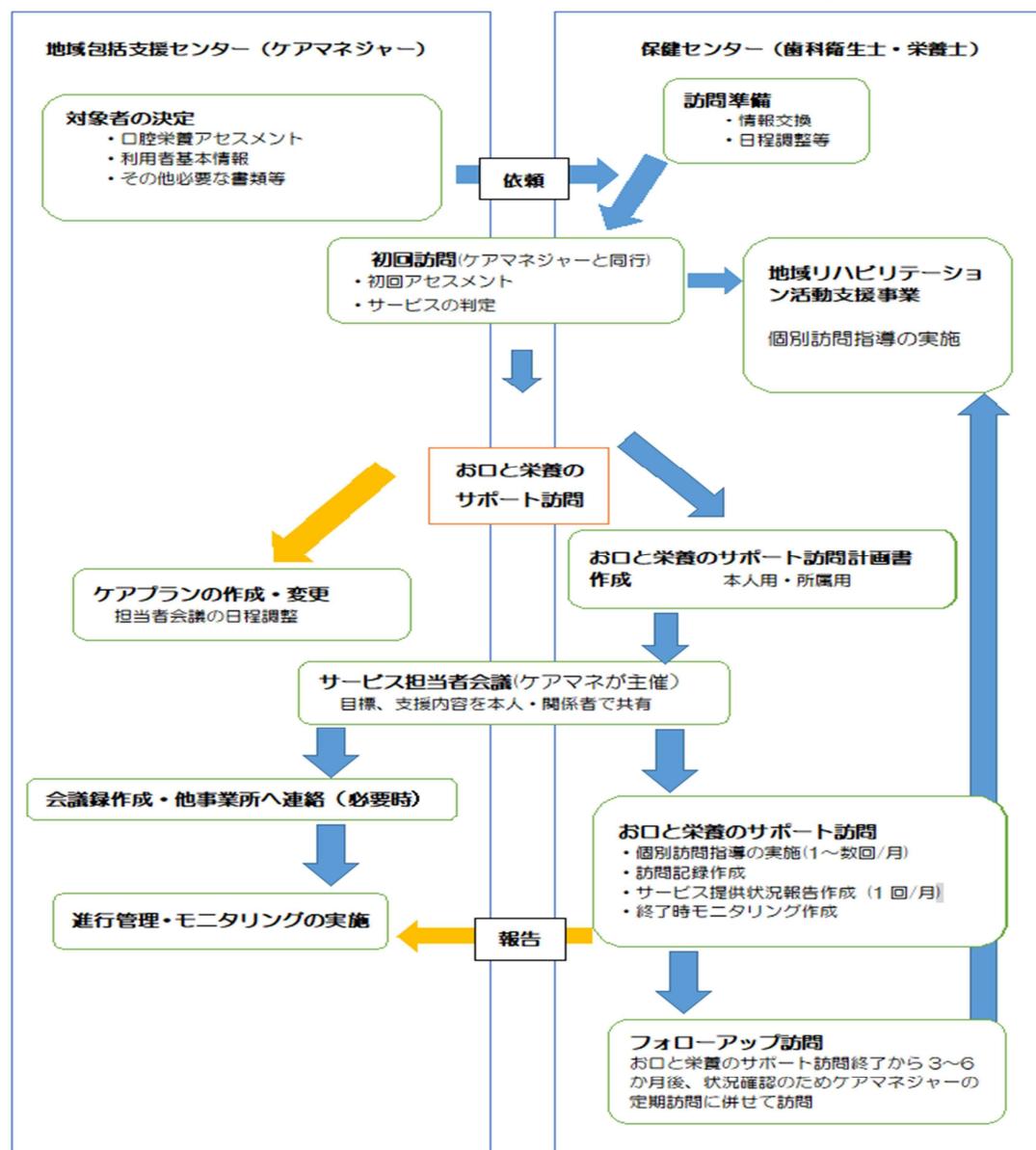
注6) 令和5年度は見込み（次ページ以降も同様）

③訪問型サービスC（短期集中予防サービス）の実施

【事業概要】

訪問型サービスCは、要介護認定で「要支援1, 2及び基本チェックリスト」に該当された方の機能低下の状況に応じて、専門職が生活面や健康面の指導を集中的に行うことにより、利用者が目的意識をもって日常生活を送れるように支援するものであり、滝川市においては、歯科衛生士、栄養士等が自宅を訪問し、口腔ケアや栄養状態の改善を短期集中的（3～6か月）に行います。

お口と栄養のサポート訪問（短期集中訪問型サービスC）サービス利用の流れ



【計 画】

住み慣れた自宅で、できるだけ自立した生活が送れるように、健康管理の維持改善のために、必要に応じて、かかりつけ医師及びかかりつけ歯科医師と連携して、栄養や食生活及び口腔機能の低下予防等についてアドバイスを行い、衛生や調理を含む ADL（日常生活動作）改善や地域の活動（料理教室やいきいき百歳体操等）に参加できるように支援します。

○訪問型サービスC

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数	2人	11人	15人	14人
延人数	5人	45人	47人	40人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数	10人	10人	10人
延人数	60人	60人	60人

(2)一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、リハビリテーション専門職などを活かした自立支援に資する取組（通いの場、家庭訪問、自立支援サポート会議など）を推進します。また、要介護状態になっても生きがいや役割を持って生活できる地域を目指し介護予防を推進します。

従来の介護予防の取組にとどまらず、多様な関係者（医療・介護関係団体、社会福祉協議会、町内会、民生委員、各専門職団体等）と連携し充実を図ります。

①介護予防把握事業

【事業概要】

保健・医療・福祉の関係部門と連携し、次のような機会を活用して、基本チェックリストを用いて介護予防が必要と思われる高齢者の健康状態などを把握し、地域体操教室やますますげんき教室、歯科検診・相談、栄養相談や料理教室の紹介などを行っています。

- ・75歳以上で介護サービスを利用していない在宅高齢者の訪問調査
(毎年調査対象地区を設定し計画的に実施)
- ・介護予防講座などの参加者
- ・本人や家族からの窓口や電話での相談
- ・主治医や民生委員など関係機関や地域からの情報提供
- ・要介護認定における非該当者の情報

○介護予防把握事業実施状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本チェックリスト実施数	1,408人	902人	784人	1,000人
介護予防必要高齢者数	490人	304人	283人	350人

※介護予防が必要と認められた方には、通所型サービス、地域体操教室等を紹介しサービス（事業）利用につなげた。

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基本チェックリスト実施数	1,000人	1,000人	1,000人

【計画】

介護予防が必要と思われる高齢者の実態を把握するために、引き続き関係機関等と連携し、あらゆる機会を通じて情報収集に努めます。また、閉じこもりは高齢者の寝たきりを引き起こす要因と位置付けられていることから、把握した情報を活用し、一般介護予防事業への参加指導に役立てます。

②介護予防普及啓発事業**ア 介護予防講座****【事業概要】**

高齢期の健康づくりや介護予防に関する知識や情報を提供し、日常生活の機能向上、介護予防意識の向上を図るために、65歳以上の高齢者を対象に介護予防講座を実施しています。

○介護予防講座開催状況**【実績】**

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	10回	10回	23回	25回
延参加者数	144人	166人	422人	350人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	25回	25回	25回
延参加者数	350人	350人	350人

【計画】

市民の介護予防意識の向上を図るために、専門職（理学療法士、作業療法士、栄養士、歯科衛生士、保健師など）による膝痛・転倒予防、低栄養予防、口腔ケア等の知識講座の設定や小学校区単位での開催、いきいき百歳体操と組み合わせて開催するなど、より多くの市民に啓蒙啓発を図ります。また、開催時期や場所、開催毎の参加人数や講話時間を工夫して実施するとともに、市公式HPやパンフレット等の媒体やラジオを利用し介護予防講座の周知を図ります。

イ 高齢者運動推進事業**【事業概要】**

運動による体力づくり、転倒予防などの介護予防を促進するため、65歳以上の高齢者を対象に、民間の温水プールを活用した水中運動や、自宅で継続可能な運動の技術的な指導を実施しています。

○高齢者運動推進事業参加状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	24回	24回	0回	0回
実参加者数	9人	13人	0人	0人
延参加者数	94人	177人	0人	0人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	24回	24回	24回
実参加者数	20人	20人	20人
延参加者数	120人	120人	120人

【計画】

運動継続を目的とし、自宅でもできる運動、ウォーキングの姿勢指導、水中運動という特徴を生かすとともに、健康運動指導士の指導により効果的に高齢者の運動による健康づくりを促進します。

ウ 料理作りのつどい・地域料理教室

【事業概要】

低栄養状態の予防、自立した日常生活を推進するため、65歳以上の高齢者を対象に、料理作りのつどいや地域料理教室を実施しています。

○料理作りのつどい・地域料理教室実施状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
料理作りのつどい開催回数	9回	12回	12回	12回
地域料理教室開催回数	0回	0回	0回	3回
延参加者数	94人	38人	70人	90人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
料理作りのつどい開催回数	12回	12回	12回
地域料理教室開催回数	3回	3回	3回
延参加者数	132人	132人	132人

【計画】

「料理作りのつどい」を継続的に開催し、併せて「地域料理教室」を行うことにより参加する場所の選択肢を広げます。また、毎日10品目の食品群を摂取することを目標とした「テイク10」を活用し、低栄養予防の取組を推進します。

工 高齢者口腔ケア教室

【事業概要】

健康維持と介護予防において重要な口腔機能を低下させないために、市内老人クラブ等を対象に、口腔内観察、健康講話、口腔ケアなどを行っています。

○高齢者口腔ケア教室実施状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	8回	11回	11回	13回
延参加者数	100人	143人	174人	170人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	12回	12回	12回
延参加者数	170人	170人	170人

【計 画】

口腔ケアの重要性やオーラルフレイルについての普及啓発に努め、適切な口腔ケアの習慣づけや、口腔機能の低下・誤嚥性肺炎の予防を図ります。また、集団だけではなく個別でもオーラルフレイルを早期に発見し予防する体制を整えます。

才 老人クラブ巡回相談

【事業概要】

身近な場所で看護師による専門的な健康相談を受ける機会を創出して高齢者の介護予防・健康増進等を支援するため、看護師による定期的な老人クラブ巡回を実施し、健康相談、血圧測定、健康講話などを行っています。

○老人クラブ巡回相談実施状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談実施回数	63回	69回	89回	90回
延参加者数	719人	712人	997人	1,000人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談実施回数	90回	90回	90回
延参加者数	1,000人	1,000人	1,000人

【計 画】

定期的な健康相談、血圧測定等の実施により、高齢者の状態の変化を早期に発見し、早期対応を図ります。また、滝川市立病院や健康づくり課、地域包括支援センター等との連携による包括的・継続的な対応の実施に努めます。

力 ますますげんき教室

【事業概要】

介護予防チェックリストにより、外出の機会が少なくなり、運動機能などが低下している高齢者を対象として、ますますげんき教室を実施し、週1回、血圧測定・健康チェック・百歳体操・ミニ講座（栄養・歯科・転倒防止等）を実施しています。

○ますますげんき教室参加状況

【実績】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数		67回	44回	76回	80回
延参加者数	実人数	25人	30人	29人	30人
	延人数	687人	504人	803人	800人

○講座参加状況

【実績】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
介護予防講座	4回	39人	0回	0人	4回	44人	2回	20人
栄養講座	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人
歯科講座	4回	41人	2回	22人	4回	43人	2回	20人
屋外活動	2回	22人	2回	23人	2回	19人	2回	20人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	80回	80回	80回
実参加者数	30人	30人	30人
延参加者数	840人	840人	840人

【計画】

閉じこもりの防止や介護予防のため、週1回の有効な外出機会として、通所による運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、参加者の交流促進を図ります。

③地域介護予防活動支援事業

ア 地域体操教室（いきいき百歳体操教室）支援事業

【事業概要】

地域における介護予防拠点・住民主体の通いの場として、「いきいき百歳体操サポーター養成講座」を修了したサポーター（ボランティア）が中心となり、町内会、老人クラブなどと協力して、いきいき百歳体操（運動機能向上）、かみかみ百歳体操（口腔機能向上）、しゃきしゃき百歳体操（認知機能低下予防）などの介護予防活動や茶話会などの住民同士の交流活動等の取組を行う地域体操教室「いきいき百歳体操教室」の運営支援を実施しています。また、他の地域の「いきいき百歳体操教室」のサポーター・参加者との交流や、

介護予防の重要性について理解を深めることなどを目的として、年1回いきいき百歳体操交流大会を開催し、90歳以上の参加者の表彰や知識・技術の向上のための講演等を実施しています。

○地域体操教室開催状況

【実績】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催地区数		23地区	26地区	26地区	26地区
延実施回数		480回	672回	1,199回	1,200回
参加者	実人数	423人	490人	470人	480人
	延人数	6,290人	8,822人	15,130人	10,000人
サポーター	実人数	168人	167人	169人	170人
	延人数	2,419人	3,485人	6,067人	5,000人

※サポーター人数は実際に活動している人数とした。

【目標】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催地区数		27地区	28地区	28地区
延実施回数		1,240回	1,280回	1,280回
参加者	実人数	490人	500人	500人
	延人数	10,000人	10,000人	10,000人
サポーター	実人数	170人	170人	170人
	延人数	5,000人	5,000人	5,000人

○いきいき百歳体操交流大会開催状況

【実績】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数		154人	99人	55人	120人
90歳以上表彰者数		9人	7人	2人	10人

※令和2年度、令和3年度は、いきいき百歳体操交流大会は新型コロナウイルス感染症の影響により各会場で表彰のみ実施。令和4年度からは、集合実施（中学校区ごと会場を対象）と地域会場の実施の合計

【目標】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数		100人	100人	100人
90歳以上表彰者数		5名	5名	5名

【計画】

地域体操教室は、週1回程度の運動を継続的に行うことで、高い介護予防効果につながる取組であるとともに、運営の中心となるサポーターにとっても自身の介護予防・社会参加につながる取組であることから、「支えあい・いきいきポイント事業」との連携や市の支援体制

の強化等を図り、開催地区の拡大や参加者数の増加に努めます。

各開催会場のネットワークの充実と知識・技術の向上を図るため、今後は小学校区ごとのいきいき百歳体操交流大会を開催します。また、学習会や茶話会などの住民同士の交流活動等の取組を促進し、地域における支え合いにつながる住民主体の通いの場としての機能を高めるための支援に努めます。

イ いきいき百歳体操センター養成講座

【事業概要】

地域体操教室の運営を行う「いきいき百歳体操センター」を養成するため、介護予防の知識向上や体操の実技などの研修を行う養成講座を実施しています。また、センターのレベルアップを図るため、スキルアップ研修等を行っているほか、市内介護サービス事業所等の職員を対象に、運動メニューの拡大と、百歳体操参加者が介護サービス等の利用後においても運動を継続できるように、研修会を実施しています。

○センター養成講座実施状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座開催回数	2回	2回	3回	2回
実参加者数	8人	11人	7人	15人
修了者総数（H18～）	293人	304人	311人	326人

※講座は1回につき3日間開催

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講座開催回数	2回	2回	2回
実参加者数	15人	15人	15人
修了者総数（H18～）	341人	356人	371人

○センター学習会

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1回	0回	1回	2回
延参加者数	46人	0人	44人	89人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	2回	2回	2回
延参加者数	50人	50人	50人

【計画】

引き続きセンター養成講座等を実施し、いきいき百歳体操センターの充実に努めます。特に、地域体操教室の開催地区拡大の取組を踏まえ、計画的なセンター養成に努めます。

ウ 支えあい・いきいきポイント事業

【事業概要】

高齢者の社会参加活動と介護予防活動を通じた地域における介護予防の推進を図るため、ボランティア活動を行った方や地域体操教室の参加者に対して、活動に応じたポイントを付与し、クオカードや図書カード等による還元を行う事業を実施しています。

○支えあい・いきいきポイント事業実施状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支えあいポイント登録者数	237人	262人	262人	270人
いきいきポイント登録者数	651人	521人	496人	600人
施設等登録件数	53件	58件	56件	56件

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支えあいポイント登録者数	270人	270人	280人
いきいきポイント登録者数	650人	700人	750人
施設等登録件数	56件	56件	57件

【計画】

地域体操教室及び滝川市社会福祉協議会（滝川市ボランティアセンター）と連携し、介護予防の推進や地域における支え合いの担い手となる、ボランティアの育成促進につながる事業の推進に努めます。

エ 生きがいと健康づくり事業（老人クラブによる地域活動支援）

【事業概要】

高齢者の外出機会の拡大と社会参加活動を促進し、高齢者の生きがいづくりと健康の維持・増進に資するため、老人クラブが行う道路や公園、公共施設等の花壇づくりや草刈り、清掃等の環境整備活動に対し支援しています。

○生きがいと健康づくり事業実施状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加クラブ数	15クラブ	14クラブ	12クラブ	13クラブ

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加クラブ数	14クラブ	14クラブ	15クラブ

【計画】

滝川市老人クラブ連合会や各単位老人クラブの協力を得て、参加クラブの拡大に向け事業を推進します。

才 自立支援短期宿泊事業

【事業概要】

65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない高齢者で、生活の改善や体調の調整のため、一時的に施設入所が必要な方に対し、短期間（最大7日間）の施設入所を支援しています。

○自立支援短期宿泊事業利用状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人	0人	0人	0人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	1人	1人	1人

【計画】

家族の負担軽減や緊急時における一時的な施設入所の対応が必要な方にサービスが提供できるよう、町内会、民生委員等との連携を図るとともに、市民への周知に努めます。

力 介護予防サロン事業

【事業概要】

高齢者の健康の維持、要介護状態の予防につながる、住民主体の通いの場の開催者に対し、高齢者の参加人数に乘じた補助金を交付し、開催を支援します。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催サロン数	2か所	2か所	2か所	2か所
延参加者数	5,896人	9,629人	12,425人	12,000人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催サロン数	3か所	3か所	3か所
延参加者数	14,700人	14,700人	14,700人

【計画】

介護予防サロンが、認知症やケアラーなど、幅広い人達が気軽に参加できるサロンとなるよう状況把握に努めるとともに主催者との情報交換を行いながら、開催を支援していきます。

④一般介護予防事業評価事業

【事業概要】

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、地域づくりの観点から一般介護予防事業を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図ることを目的とします。

なお、実施方法は、プロセス評価を中心に実施するとともに、アウトカム指標についても評価を行います。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

【事業概要】

介護予防の取組を機能強化するために、行政・医療機関・職能団体等が連携して、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

ア 地域ケア会議やサービス担当者会議^{*注7}への関与

地域ケア会議やサービス担当者会議に参加し、できるだけ本人の「望むくらし・ふつうのくらし」を続けながら、その人らしい普通の生活を営めるような支援について助言を行います。

○地域ケア会議（自立支援サポート会議含む）の専門職の参加回数

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
薬剤師	10回	11回	11回	11回
理学療法士	10回	11回	11回	11回
作業療法士	10回	11回	11回	11回
歯科衛生士	10回	11回	11回	11回
栄養士	10回	11回	11回	11回

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
薬剤師	12回	12回	12回
理学療法士	12回	12回	12回
作業療法士	12回	12回	12回
歯科衛生士	12回	12回	12回
栄養士	12回	12回	12回

イ 住民主体の通いの場への関与

地域体操教室会場などの住民主体の通いの場を訪問し、活動を支援するとともに運動や認知機能低下予防等の健康教育・相談、ボランティアに対する支援などを行い、要介護状態になっても参加し続けることのできる通いの場づくりを支援します。

注 7) 「サービス担当者会議」：ケアプランの策定に当たって介護支援専門員（ケアマネジャー）が開催する会議であり、要介護者・要支援者・介護予防・生活支援サービス事業対象者とその家族、ケアマネジャー、利用者のサービス提供に関連するサービス事業所の担当者などで構成される会議。ケアマネジャーによって課題分析された結果をもとに、要介護者等と家族に提供されるケアプランを協議し、本人の了承を経てサービス提供につなげる。

ウ 通所や訪問への関与

居宅介護支援事業所などからの依頼や相談により、要介護認定の有無にかかわらず高齢者世帯へより積極的に家庭訪問を行い、本人・家族・関係介護職などに対し、作業療法士は生活改善のための運動プログラムの提案、動きやすい住環境の調整などの助言等を、歯科衛生士は、口腔の衛生状態を保つための口腔ケアについて、栄養士は低栄養を予防するなどの栄養状態の改善についての助言などを行います。

【実績】訪問回数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
作業療法士	120回	252回	167回	150回
歯科衛生士	84回	56回	72回	60回
栄養士	14回	31回	45回	50回

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
作業療法士	150回	150回	150回
歯科衛生士	80回	80回	80回
栄養士	40回	40回	40回

エ リハ職ネットワーク会議

医療と介護の連携等を深めるために、市内の医療機関や介護保険事業所のリハビリテーション専門職と介護支援専門員等による研修会や施設見学会などを実施します。

【計画】

在宅で生活する高齢者の介護予防や自立支援のために、リハビリテーション専門職（作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、栄養士など）の地域ケア会議（自立支援サポート会議を含む）への参画を定着させ、家庭訪問を増やします。また、市内の医療機関や介護保険事業所のリハビリテーション専門職と介護支援専門員等の連携等を推進し、高齢者の自立を支援し生活の質の向上を目指します。

2 健康づくりによる介護予防の推進

(1) 障がい者等歯科保健医療サービス推進事業

【事業概要】

心身に障がいがあり、歯科治療や歯科指導を受けることが困難な方に対し、口腔機能の維持・向上を図るため、介護サービス事業所や介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携、滝川市歯科医会の協力のもと、口腔状況や生活状況などの実態調査、口腔衛生指導、歯科検診を実施しています。

○障がい者等歯科保健医療サービス推進事業実施状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実態調査	16人	20人	20人	20人
訪問口腔衛生指導	90人	63人	74人	60人
訪問歯科検診	0人	0人	0人	1人

※訪問歯科検診は、訪問実態調査の結果、必要者に対して行う。

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問実態調査	20人	20人	20人
訪問口腔衛生指導	60人	60人	60人
訪問歯科検診	1人	1人	1人

【計画】

今後も介護サービス事業所や介護支援専門員（ケアマネジャー）と連携し、滝川市歯科医会の協力を得ながら実態調査、口腔衛生指導等を継続するとともに、口腔ケアへの理解のための普及啓発に努めます。

(2) 生活習慣病予防・介護予防に関する健康教育

【事業概要】

生活習慣病や要介護状態等の予防、健康づくりの知識の普及を図るため、青壯年期からの健康の保持・増進を目的として、各種健康教育事業を実施しています。

○ヘルシーエクササイズ実施状況

運動習慣の定着と健康増進に取り組む機会とするために、簡単なストレッチや筋力運動を行います。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	31回	28回	44回	50回
延参加者数	448人	557人	622人	2,250人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	43回	43回	43回
延参加者数	2,600人	2,600人	2,600人

○その他依頼による健康教室実施状況

企業や地域のグループから健康に関する講話の依頼を受けて実施します。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	2回	4回	7回	3回
延参加者数	32人	113人	381人	280人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	5回	5回	5回
延参加者数	120人	120人	150人

【計画】

特に青壮年期の生活習慣の改善が将来の介護予防へつながっていくため、生活習慣病予防講座や企業への健康教育を行い、青壮年期の健康意識の普及啓発を行います。

(3) 生活習慣病予防・介護予防のための訪問指導**【事業概要】**

健康相談や健康診査などにより発見された療養上の保健指導が必要な高齢者やその家族を訪問し、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身機能の低下防止と健康の保持・増進を図っています。

○訪問指導状況**【実績】**

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
40～64歳	4件	8件	25件	25件
65～69歳	16件	32件	48件	50件
70歳以上	51件	122件	165件	175件
計	71件	162件	238件	250件

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
40～64歳	25件	25件	25件
65～69歳	50件	50件	50件
70歳以上	175件	175件	175件
計	250件	250件	250件

【計画】

生活習慣病の予防を中心に個々の生活環境に応じた生活習慣の改善や日常生活の工夫とともに、他の保健・医療・福祉サービス、地域の社会資源の活用などを指導し、健康の保持・増進、介護予防や生活の質の向上を図ります。

(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

【事業概要】

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保険事業と一体的に実施するものです。

【計画】

高齢者の医療・介護のデータをもとに、地域の健康課題を分析し、通いの場における健康教育・相談の実施や健診結果を活用した疾病予防・重症化予防の個別支援を行います。

3 その他の生活支援事業

(1) 独居老人友愛訪問サービス事業

【事業概要】

65歳以上の高齢者単身世帯の希望世帯に対し、乳酸菌飲料を配達し、訪問員が安否確認等を実施しています。

○友愛訪問サービス利用状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用世帯数	111世帯	100世帯	93世帯	90世帯
延実施回数	26,232回	23,537回	21,528回	21,310回

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用世帯数	95世帯	98世帯	100世帯
延実施回数	21,990回	22,680回	23,140回

【計画】

高齢者の異変の早期発見に有効な事業であり、今後さらに高齢者単身世帯の増加が見込まれることから、事業者の協力を得て事業を継続します。

(2) 食の自立支援事業（配食サービス）

【事業概要】

65歳以上の高齢者世帯の希望世帯に対し、夕食を配達し、安否確認とともに栄養改善を図っています。

○食の自立支援事業利用状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（月平均）	85人	90人	85人	94人
延実施回数	16,920食	17,546食	16,142食	17,750食

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（月平均）	97人	100人	100人
延実施回数	18,420食	18,990食	18,990食

【計画】

食生活の改善が必要な高齢者に対して、定期的に居宅を訪問し安否確認を行うとともに、栄養バランスの取れた食事を提供するため、今後も事業を継続します。

(3) 福祉除雪ヘルパーサービス事業

【事業概要】

冬期間の在宅生活を安心して過ごせるように、自宅から300m以内に扶養親族のいない65歳以上の高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯（どちらかが60歳以上は可）、重度身体障がい者世帯の希望世帯に対し、福祉除雪ヘルパー事業者を派遣し、おおむね10cm以上の降雪時に玄関前及び通路部分を1m幅で除雪を行っています。（市内に扶養親族がない対象世帯に対しては、年1回、窓・ベランダ・屋根の除雪も実施可能）また、除雪活動が困難な高齢者世帯等に対し町内会等の地域団体が行う除雪活動を支援するため、希望する地域団体に小型除雪機を無償で貸与する「コミュニティ除雪事業」を実施しています。

○福祉除雪ヘルパーサービス事業利用状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用世帯数	319世帯	328世帯	332世帯	333世帯
延実施回数	11,813回	8,780回	7,973回	8,450回

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用世帯数	340世帯	340世帯	340世帯
延実施回数	8,600回	8,600回	8,600回

○コミュニティ除雪事業貸与団体数

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸与団体数	2団体	2団体	2団体	3団体

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
貸与団体数	3団体	3団体	3団体

【計画】

除雪が困難な高齢者等に冬期間の在宅生活を安心して過ごしていただくため、今後も事業を継続します。

(4) 緊急通報システム整備事業

【事業概要】

身体が虚弱な65歳以上の高齢者単身世帯又は高齢者夫婦世帯（どちらかが60歳以上は可）の希望世帯に対し、本体機器や身に付けたペンダントのボタンを押すだけで消防署に通報する装置を貸与しています。

○緊急通報装置設置状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延貸与者数	1,314人	1,146人	1,007人	1,100人
月平均貸与者数	110人	96人	84人	91人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延貸与者数	1,116人	1,116人	1,140人
月平均貸与者数	93人	93人	95人

○緊急通報状況

年度	救急出動	火災出動	調査出動	誤報	電話処理	機器異常	停電	テスト	相談	合計
令和2年度	11	0	0	28	0	0	0	2	41	
令和3年度	10	0	1	25	0	0	0	2	38	
令和4年度	10	0	0	21	0	0	0	1	32	
令和5年度	10	0	0	25	0	0	0	1	36	

【計画】

身体が虚弱な高齢者に対し、在宅生活を安心して過ごしていただくため、今後も事業を継続します。

(5) 救急医療情報キット配布事業

【事業概要】

65歳以上の高齢者単身世帯又は75歳以上の高齢者世帯の希望世帯に対し、万一の救急時に備え冷蔵庫に貼り付けるかかりつけの病院や持病、服薬内容、緊急連絡先などの情報を記入する用紙と専用のケースからなる救急医療情報キットを配布しています。

○情報キット配布状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配布世帯数	9世帯	190世帯	24世帯	50世帯

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配布世帯数	70世帯	70世帯	70世帯

【計画】

滝川市社会福祉協議会や町内会、民生委員、介護サービス事業所と連携し、新たに対象者となる方への配布、高齢者世帯の設置状況の確認、既に配布している方の情報更新等に努めます。

(6) 老人福祉電話貸与事業**【事業概要】**

緊急時の連絡手段を確保するため、65歳以上の高齢者単身世帯又は高齢者夫婦世帯（どちらかが60歳以上は可）の希望世帯に対し、電話加入権を貸与しています。

○老人福祉電話利用状況**【実績】**

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	48人	48人	48人	36人
月平均貸与者数	4人	4人	4人	3人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	36人	36人	36人
月平均貸与者数	3人	3人	3人

【計画】

携帯電話の普及により新規利用者は見込めませんが、家族や知人との交流手段・緊急時の連絡手段の確保のため、今後も事業を継続します。

(7) 敬老特別乗車証事業**【事業概要】**

高齢者の外出機会拡大や交通弱者支援等を目的として、75歳以上の高齢者の希望者に対し、北海道中央バス及び空知中央バスの市内路線の乗車料金が100円となる乗車証を交付しています。

【計画】

敬老特別乗車証の利用実態把握に努め、高齢者の買い物・通院など日常生活における外出支援策として引き続き事業を継続します。また、高齢者の移動手段の確保が課題となってきていることから、効果的な施策等の可能性について検討していきます。

(8) 老人特定目的住宅安否確認事業

【事業概要】

老人特定目的住宅の見晴団地に入居している高齢者世帯に対し、朝夕の安否確認や緊急時の対応のサービスを提供しています。

○老人特定目的住宅安否確認事業利用状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用件数	520件	526件	514件	530件
延確認回数	18,708回	17,970回	18,682回	18,800回

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用件数	540件	540件	540件
延確認回数	19,170回	19,170回	19,170回

【計画】

高齢者に在宅生活を安心して過ごしていただくため、今後も事業を継続します。

(9) はいかい高齢者等位置探索システム助成事業

【事業概要】

65歳以上ではいかいの心配のある高齢者又は介護者が安心して生活が送れるように、GPS等により位置を確認するためのシステムに係る初期費用の一部を助成しています。

○位置探索システム助成事業利用状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人	0人	0人	0人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	2人	2人	2人

【計画】

高齢者や介護者に在宅生活を安心して過ごしていただくために、今後も事業を継続します。また、より本人の携帯を促す新機種等の情報収集に努め、徘徊高齢者等SOSネットワークの登録者、関係者等への情報提供に努めます。

(10) 自立支援用具購入費等給付事業

【事業概要】

要介護認定等の結果が「非該当」と判定された方のうち、転倒の危険性が高い方が福祉用具の購入や住宅改修を行う場合に、総費用額（上限5万円）の7割を給付しています。

○自立支援用具購入費等給付事業利用状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	0件	0件	1件	0件

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	2件	2件	2件

【計画】

支給要件に該当するケースが少ないため、利用件数も少ない状況ですが、高齢者に在宅生活を安心して過ごしていただくため、今後も事業を継続します。

(11) 一時帰宅支援費給付事業

【事業概要】

介護保険施設に入所又は医療機関に入院している要介護認定者等が在宅復帰に向けて外泊する際に、年間10万円を上限とし、福祉用具や医療用具の貸与、訪問介護の給付を行っています。

○一時帰宅支援費給付事業利用状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	1件	0件	0件	0件

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	2件	2件	2件

【計画】

支給要件に該当するケースが少ないため、利用件数も少ない状況ですが、高齢者の在宅復帰を促進するとともに、安心した在宅生活につなげるため、介護サービス事業所や医療機関と連携を図り、今後も事業を継続します。

4 家族介護者への支援の充実

(1) 介護者サロン

【事業概要】

介護者の心身のリフレッシュを図り、介護負担の軽減につながるよう、年間3回程度「認知症の人と共に歩む家族の会 あけぼの会」などと連携し、介護者を対象とした「介護者サロン」を開催しています。

○介護者サロン開催状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	3回	2回	4回	4回
延参加者数	92人	59人	121人	120人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	4回	4回	4回
延参加者数	120人	120人	120人

【計画】

地域の介護支援専門員や「認知症の人と共に歩む家族の会 あけぼの会」などの関係団体と連携し、参加者の拡大と介護者の意向を踏まえた内容の充実に努めます。

(2) 家族介護用品支給事業

【事業概要】

市内に住所を有し、現に居住する要介護 3 以上の認定を受けた排尿・排便全介助の要介護者を在宅で介護し、事業の利用を希望する家族等に対し、1 枚 1,000 円相当額のおむつ用品の購入券を年間 60 枚交付し、経済的負担の軽減を図り在宅での介護を支援しています。

○家族介護用品支給事業利用状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	19人	16人	15人	15人
利用枚数	732枚	658枚	537枚	550枚

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受給者数	16人	16人	16人
利用枚数	650枚	650枚	650枚

【計画】

要介護者の在宅生活を支える介護者を支援するため、今後も事業を継続するとともに、積極的なPRに努めます。

(3) リフト付きタクシー等利用料助成事業

【事業概要】

市内に住所を有し、要介護度3以上の認定を受けた寝たきり又は歩行困難な方で、ストレッチャーや車いすによる移動を必要とする希望者に対し、リフト付きタクシー等を利用して医療機関等へ通う際の利用料金の助成券を年間30,000円相当分交付し、経済的負担の軽減を図り在宅での介護を支援しています。

○リフト付きタクシー等利用料助成事業利用状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	12人	16人	18人	18人
助成額	77,300円	181,400円	208,300円	180,000円

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受給者数	16人	16人	16人
助成額	190,000円	190,000円	190,000円

【計画】

寝たきり等で移動が困難な高齢者の在宅生活を支援するため、今後も事業を継続するとともに、積極的なPRに努めます。

(4) ケアラー支援

【事業概要】

「ケアラー」とは、こころやからだに不調がある人の「介護」「看護」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアすることとされています。少子高齢化や核家族化の進展により、1人当たりのケアラーにかかる負担は一層大きくなると思われることから、ケアラーにとっての「自分らしい暮らし」が確保されるよう、悩みや不安を抱える方を早期に発見し、相談窓口や支援につながることができるよう支援します。

【計画】

北海道ケアラー支援推進計画に基づき、3つの柱に基づく取組を推進します。

①普及啓発の促進

ケアラーの相談窓口について、広報やホームページなどを活用し広く周知します。

②早期発見及び相談の場の確保

各課が連携しながらあらゆる年齢のケアラーにも対応します。

③地域づくり

地域食堂、サロン、地域カフェに、介護者がふらっと立ち寄れて、自由に自分の思いを話せるような地域のコミュニティが増えるよう働きかけを行い、周知していきます。

第2章 地域生活支援体制の整備

1 地域包括支援センターによる支援

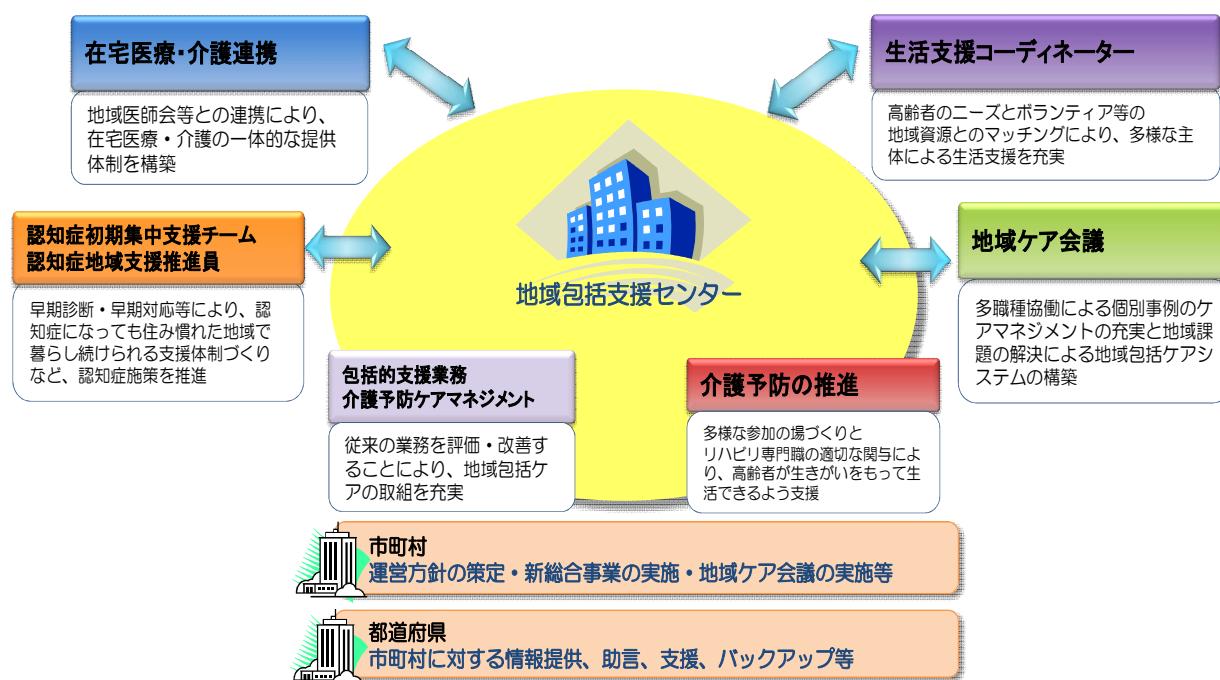
地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等）を地域において一体的に実施する役割を担う中核的な機関として設置されました。

2015年度（平成27年度）から大きく変化した介護保険制度の改正により、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備などが新たに包括的支援事業に位置付けられました。

これらの事業を効果的に推進するため、地域包括支援センターと関係機関等との連携体制の構築を推進し、地域包括支援センターの体制の強化を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を安心して送ることができるよう、次の取組を行います。

また、地域包括支援センター運営協議会と連携し、地域包括支援センターの運営について定期的に点検・評価を行い、取組の質の向上に努めます。

地域包括支援センターの機能強化イメージ



（資料：厚生労働省資料より作成）

（1）介護予防ケアマネジメント

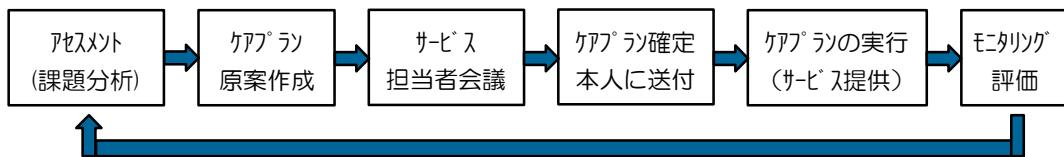
【事業概要】

要支援1・2の対象者や要介護・要支援状態になるおそれのある虚弱な高齢者を早期に発見し、個々の高齢者に自立した日常生活を目指して適切な介護予防サービス等が提供されるよう、生活状態に応じた包括的かつ継続したマネジメントを行います。

具体的には、対象となる高齢者に対し、基本チェックリストなどを用いてアセスメント（課

題分析)を行い、ケアプラン（介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント）を作成し、サービス担当者会議において定期的にサービスのモニタリングを行い評価し、再アセスメントに基づき新たにケアプランを作成しサービスのモニタリングを行うといったことを継続し、予防効果を高めます。

(参考)原則的なケアマネジメントのプロセス



○ケアプラン作成件数（要支援1・2、介護予防・生活支援サービス事業対象者）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター作成	6,353件	6,466件	6,509件	6,550件
委託作成	450件	613件	518件	450件
合 計	6,803件	7,079件	7,027件	7,000件

○ケアプラン作成内訳（要支援1・2、介護予防・生活支援サービス事業対象者）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防サービス計画 (要支援1・2)	3,685件	4,000件	3,795件	4,000件
介護予防ケアマネジメント (介護予防・ 生活支援サービス事業対象者)	3,118件	3,079件	3,052件	3,000件
合 計	6,803件	7,079件	7,027件	7,000件

(2) 総合相談・支援

【事業概要】

介護保険サービスはもとより、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや制度、関係機関等の利用につなげるなどの総合的な支援を行っています。

窓口相談のみならず、民生委員や町内会など地域関係者とネットワークを構築し、高齢者の心身の状況や家庭環境等について、計画的に個別訪問等による実態調査を行い、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続できるよう継続的・専門的相談支援を行っています。

○総合相談・実態調査件数

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	2,077件	1,854件	1,748件	1,800件
実態調査件数	1,408件	902件	784件	1,000件
合 計	2,948件	3,066件	2,532件	2,800件

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実態調査件数	1,000件	1,000件	1,000件

【計 画】

高齢者やその家族、民生委員、町内会などの関係機関・団体等からより信頼される地域包括支援センターを目指して、同センターの役割等のPRに努めます。

個別訪問等による実態調査の実施により、必要なサービスにつながっていない高齢者の早期発見に努め、関係者等との連携・調整を含めた総合的な支援を行います。

(3) 権利擁護**①成年後見制度利用支援****【事業概要】**

成年後見制度については、市民や地域関係者からの相談に対して個々のケースに合わせた情報提供を行うとともに、市長申立て、親族等申立て費用助成、後見人等報酬の扶助などの支援を行っています。また、法人後見事業を実施している滝川市社会福祉協議会（生活あんしんサポートセンター）に委託し、認知症の方など判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、成年後見制度の普及啓発、相談支援等の事業を実施するほか、地域の身近な立場で支援を行う「市民後見人」の養成を行い、不足する後見人等として活躍可能な人材の確保に努めています。

○成年後見市長申立て・権利擁護研修会の状況**【実績】**

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市長申立件数	3件	0件	3件	3件
市民対象研修会	0回 (0人)	0回 (0人)	0回 (0人)	0回 (0人)

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立件数	3件	3件	3件
市民対象研修会	1回 (20人)	1回 (20人)	1回 (20人)

【計 画】

成年後見支援事業を委託している滝川市社会福祉協議会（生活あんしんサポートセンター）を権利擁護支援のための地域連携ネットワークの中核機関と位置付け、地域の関係機関との連携強化や、①広報機能②相談機能③成年後見制度利用促進機能④後見人支援機能など支援体制の更なる充実を図りながら、認知症の方など判断能力が十分でない方が、本人らしい生活を継続するための制度として、成年後見制度を利用できるよう取組を推進します。

②高齢者虐待防止

【事業概要】

高齢者の尊厳を守るため、高齢者虐待の防止や早期発見、施設における身体拘束等の廃止に向けて、「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」会議や個別ケア会議、関係機関、介護事業者等と連携を図り、高齢者の生活維持に努めています。

【計画】

養護者による高齢者虐待への対応として、養護者に対する相談、助言、指導を行うとともに、高齢者の安全確保に努めます。また、養護者の介護ストレスや疾患・障害等、養護者自身に支援が必要な場合もあることから、関係機関と連携を図りながら対応します。

要介護施設従事者による高齢者虐待への対応については、介護サービス事業者による虐待防止及び身体拘束廃止の取組の促進を図り、高齢者が安心して介護サービスを利用できる環境を整備します。

「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」や関係機関、介護事業者等との連携により、虐待の防止や早期発見、施設における身体拘束等の防止に努めるとともに、研修会の開催や市役所ロビー展示などにより、市民への普及啓発活動を続けていきます。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

【事業概要】

事業所ネットワーク会議や研修会などを通じ、主治医や介護支援専門員、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等の多職種の連携支援を行うとともに、個々の介護支援専門員に対する個別指導や相談、困難事例への指導・助言の実施、医療機関を含む関係機関や様々な社会資源との連携・協働などを推進し、包括的・継続的なケアマネジメントの支援体制の構築を推進しています。

○相談、会議等の状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護支援専門員からの相談件数	5件	3件	3件	3件
事業所ネットワーク会議開催回数	2回	6回	6回	6回
事業所ネットワーク会議研修開催回数	0回	1回	2回	1回

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所ネットワーク会議開催回数	6回	6回	6回
事業所ネットワーク会議研修開催回数	1回	1回	1回

【計 画】

高齢化の進展や高齢者を取り巻く問題の複雑化等に対応して、多職種の連携の強化を図り、業務負担が大きくなっている介護支援専門員への支援を充実します。また、事業所ネットワーク会議においては、介護支援専門員にとどまらず、介護事業所の職員に対しても周知して、情報提供や意見交換の機会を提供します。

(5) 地域ケア会議の推進

【事業概要】

医療、介護等の多職種の参加のもと、できるだけ本人の「望む暮らし・ふつうの暮らし」を続けながら、その人らしい普通の生活を営めるような視点の支援を検討し、共通した課題を把握しその解決に必要な支援策や基盤整備などに結びつけることを目的として、地域ケア会議を開催します。

○地域ケア会議開催状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別会議開催回数	3回	1回	3回	3回
自立支援型開催回数	10回	11回	11回	11回
推進会議開催回数	1回	2回	2回	1回

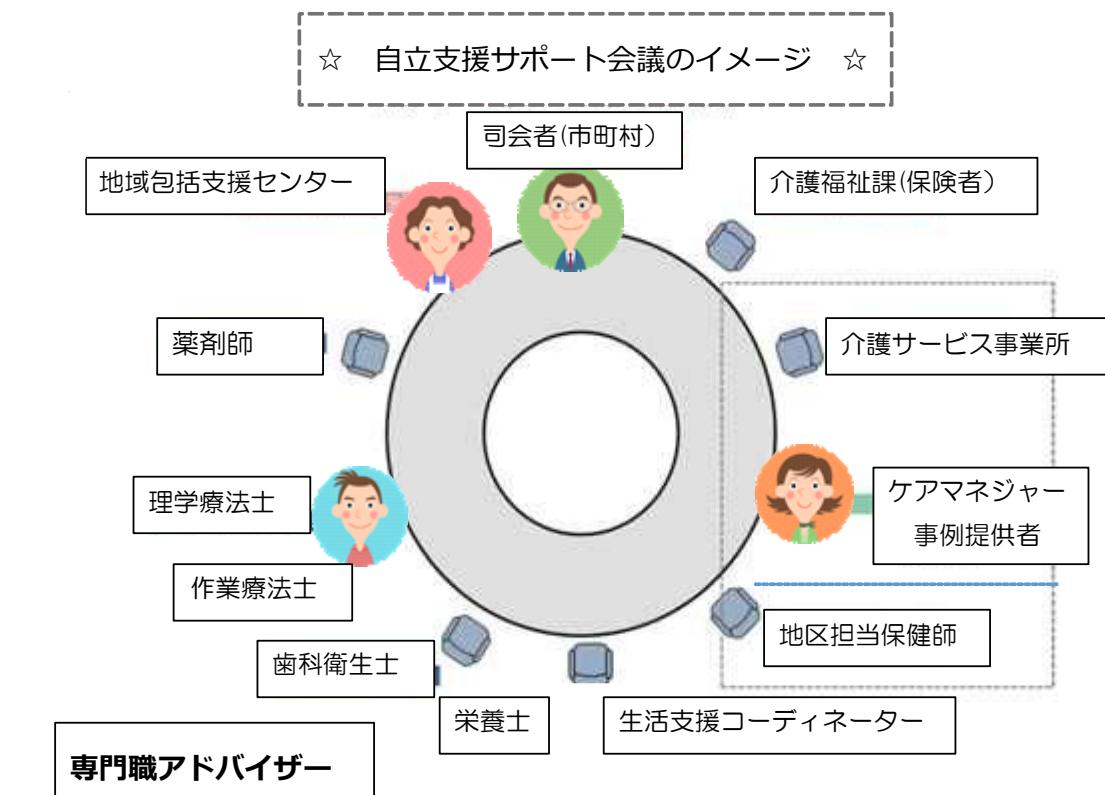
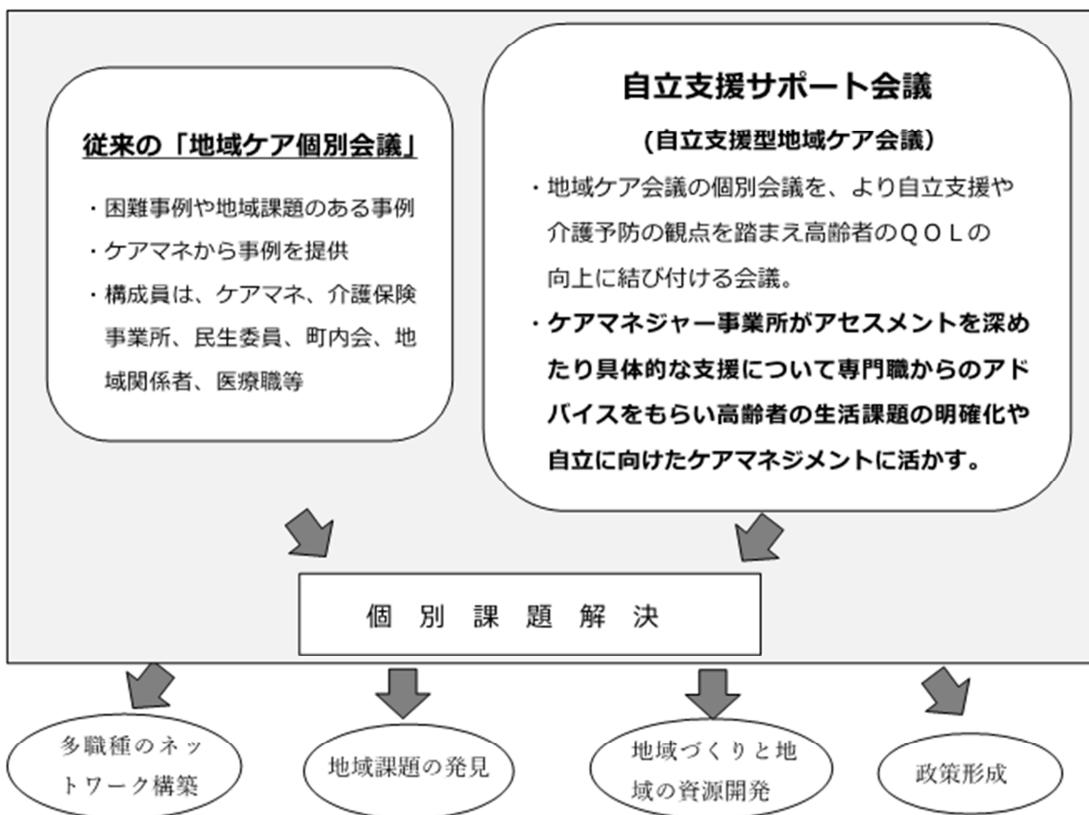
【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別会議開催回数	3回	3回	3回
自立支援型開催回数	12回	12回	12回
推進会議開催回数	1回	1回	1回

【計 画】

自立支援型地域ケア会議（自立支援サポート会議）を毎月開催し、薬剤師・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・栄養士・生活支援コーディネーター・保健師等専門職がアドバイザーとして参加することにより、幅広い視点から、その人らしい普通の生活を営むための具体的な支援を検討し自立に向けたケアマネジメントへ結び付けていきます。また、地域の困難事例に関しては、地域ケア個別会議を隨時開催し、事例の課題解決に努めるとともに、会議で蓄積された地域課題等の検討を行い、政策形成等につなげるための地域ケア推進会議として地域包括支援センター運営協議会を位置付け、定期的に開催します。

地 域 ケ ア 会 議



2 在宅医療・介護連携の推進

【事業概要】

医療と介護の両方のサービスを必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる事を目的に在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携体制の充実を目指し、滝川市医師会をはじめとする関係団体等の協力を得て、次のとおり「在宅医療・介護連携推進事業」の取組を進めています。

【計画】

在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携した対応が求められる4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）ごとに目指すべき姿を設定し、PDCAサイクルに沿った取組を進めます。取組については、地域の医療・介護関係者等により構成する「滝川市在宅医療介護連携推進会議」において課題・ニーズの抽出・共有を行い、連携を推進します。

(1) 日常の療養支援

■目指すべき姿

医療・介護関係者の多職種協働によって患者・利用者・家族の日常の療養生活を支援することで医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた場所で生活が続けられる。

■現状把握・課題抽出

- ・医療側が介護側に対し、また、介護側が医療側に対して理解を深める機会が必要なため、相互の理解により連携を深め、高齢者の支援へつなげられるようにする。

■施策立案

- ・介護職が医療について学ぶ研修会を開催する。
- ・介護施設についてわかりやすい資料を医療現場に提供できるようにする。
- ・「高齢者お助けかわら版」により、地域の医療機関、介護事業者等の所在地、連絡先、機能等を周知する。
- ・相談窓口として位置付けた滝川市地域包括支援センター及び滝川市立病院地域医療室について周知の徹底を図り、活用を促進する。

(2) 入退院支援

■目指すべき姿

入退院の際に医療機関、介護事業所等が協働・情報共有を行うことで一体的でスムーズな医療・介護サービスが提供され、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が希望する場所で望む日常生活が過ごせるようになる。

■現状把握・課題抽出

- ・相談員を置いている医療機関数の把握及び居宅介護支援事業所数を把握する。
- ・介護支援専門員が医療機関に情報提供している現状を把握する。
- ・医療機関が退院時に介護支援専門員や介護施設に対し連絡を取った現状を把握する。
- ・医療・介護連携に関して課題や困難に感じる点を居宅介護支援事業所や医療機関に聞き取りする。

■施策立案

- ・高齢者の状態の変化等に応じた速やかな情報共有を行うため、入退院時情報提供書の活用を推進する。
- ・医療機関、居宅介護支援事業所双方から聞き取った情報から入退院支援に支障を来している内容については改善に取り組む。

(3) 急変時の対応

■目指すべき姿

医療・介護・消防（救急）が円滑に連携することによって、在宅で療養生活を送る医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の急変時にも本人の意思が尊重された対応を踏まえた適切な対応が行われるようにする。

■現状把握・課題抽出

- ・急変時の対応や救急搬送時、困難に感じることがあれば、消防や訪問看護ステーションに聞き取りを行う。

■施策立案

- ・生きて逝くノートを使った「人生会議ミニ講座」を開催する。
- ・救急医療情報キッドを紹介し、普及啓発を図る。
- ・消防や訪問看護ステーションからの聞き取り内容を生きて逝くノートや救急医療情報キッドの記載事項に盛り込むようにする。

(4) 看取り

■目指すべき姿

地域住民が在宅での看取り等について十分に認識・理解した上で、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が人生の最終段階における望む場所での看取りを行えるように、医療・看護関係者が対象者本人（意思が示せない場合は家族）と人生の最終段階における意思を共有し、それを実現できるように支援する。

■現状把握・課題抽出

- ・24時間対応の訪問看護ステーションに在宅看取りの件数やサービス利用者から寄せられる声について聞き取りする。
- ・医療機関に在宅看取り希望数、在宅看取りができた件数、患者から寄せられる声について聞き取りする。
- ・住民の看取りに対する希望について聞く機会を検討する。

■施策立案

- ・高齢者が在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにする。
- ・適切な在宅療養を継続するために重要な終末期ケアの在り方や在宅での看取りについての理解が進むよう、幅広い年齢層の市民に周知を行う。
- ・生きて逝くノートを使った「人生会議ミニ講座」を開催。本人がどうしたいのかを考え、周囲に伝える重要性を伝えていく。

3 認知症施策の推進

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に対する正しい理解、全ての認知症の人が社会の対等な構成員として地域において安全かつ安心して自立した日常生活が営めること、認知症の人の意向を十分尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること等、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症施策を推進します。

(1) 認知症予防

①認知症予防の普及啓発事業（認知症予防講座）

【事業概要】

認知機能低下予防の考え方や日常生活で取り組みやすい効果的な認知機能低下予防対策など、認知症に関する知識の普及啓発を行うため、依頼に応じた出前講座等も含め認知症予防講座や講演会等を開催しています。

【計画】

9月21日の世界アルツハイマーデーに合わせた認知症普及啓発月間におけるPRとして、多世代向けイベントを開催するほか、人の集まる様々な場所を活用した講座や相談など、認知症予防の普及啓発に努めます。

②認知症予防事業

【事業概要】

認知症予防教室の全市的な展開を図るため、地域体操教室や介護予防講座の場などを活用し、日常生活の中で参加者が継続して取り組めるような認知症予防メニューを実施し、介護予防効果とともに認知症予防効果を高めるための取組を実施しています。

【計画】

認知症高齢者の増加に備え、地域体操教室における「しゃきしゃき百歳体操」の実施や、市役所ロビー展示、認知症予防出前講座の場を活用した脳トレ体操の実施など、自宅でも簡単にできる効果的な取組を紹介し、日常的な認知症予防メニューの実施を促進します。

③安全運転を継続するための認知症予防の取組

【事業概要】

高齢運転者による交通事故の全国的な増加に伴い、運転免許証の返納とそれに対応した施策が自治体に求められていますが、一方では、国立長寿医療研究センターの調査によると、運転を中止した高齢者は、運転を継続していた高齢者と比較して要介護状態になる危険性が上昇する結果が報告されています。

認知症の進行度合と運転能力を見極めながら状態に応じた相談対応と、高齢者の運転特性を自覚した上で、なるべく長い期間安全運転を続けるために、身体と脳のトレーニングを行うことを推奨します。

【計 画】

警察署、自動車学校、シルバー人材センター、ボランティアセンター等と連携し、介護予防の推進、認知機能低下予防に努めます。

(2) 認知症の早期発見と対応

① 認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進

【事業概要】

複数の専門職が認知症が疑われる方や認知症の方、その家族等に早期に関わり、包括的・集中的に早期診断・早期対応のための支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の運営・活用により、認知症の方が自立した日常生活を送るための取組を推進しています。

○ チーム員構成

認知症サポート医（滝川市立病院精神神経科医師）

認知症看護認定看護師（滝川市立病院看護師）

保健師・社会福祉士・認知症地域支援推進員（地域包括支援センター職員）

保険者職員（介護福祉課職員）

その他（隨時）

○ 認知症初期集中支援チーム会議開催状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	10回	10回	11回	10回
検討事例数	10例	10例	11例	10例

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	12回	12回	12回
検討事例数	12例	12例	12例

【計 画】

認知症初期段階において専門医等との連携による集中的な支援を行うことにより、認知症状の進行の抑制、家族等の負担軽減等に努めます。

認知症初期段階の人ほど発見が難しく、重度化して初めて相談・検討に至ることが多いことから、さらなる早期発見に努めます。

② 認知症地域支援推進員の活動の推進

【事業概要】

認知症の方がその状態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう、各サービスの連携支援を行うとともに、地域の認知症支援体制を構築し認知症の方やその家族を支援する事業を実施する「認知症地域支援推進員」の活動を推進します。

③物忘れ相談の推進

【事業概要】

アルツハイマー型認知症の早期発見がゲーム感覚で気軽にできる「物忘れ相談プログラム」を活用した早期発見・早期対応を推進し、気になる人にはより詳細な認知機能チェックが可能なプログラム（T-DAS）を活用した個別相談の実施につなげるため、市役所へ来所していくたまく来所相談と、自宅や施設等へ出張して行う地域相談として行っています。

○物忘れ相談プログラムを活用した物忘れチェック実施状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	延人数	延人数	延人数	延人数
来所相談	8人	68人	24人	25人
地域相談	18人	23人	19人	30人
合 計	26人	91人	43人	55人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	延人数	延人数	延人数
来所相談	25人	25人	25人
地域相談	30人	30人	30人
合 計	55人	55人	55人

【計 画】

早期発見・早期治療が重要な認知症について、様々な機会を活用した物忘れ相談プログラム体験の実施など、自覚症状の有無に関わらない認知機能チェックの実施を推進するとともに、認知機能低下が見られる方に対して早期に専門的な相談を実施します。

(3) 認知症になつても地域で安心して暮らせる取組

①認知症ケアパスの普及

【事業概要】

認知症の人とその家族に、生活機能障がいの進行に併せ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を提示する「滝川市認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」について、市民周知や地域の医療・介護関係者等との情報共有に努めます。

②認知症サポーター養成事業

【事業概要】

「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成しています。また、認知症サポーター養成講座受講者のうち、希望者には「ステップアップ講座」を実施し、受講者の一部はチームオレンジの活動へつながっています。

○認知症サポーター養成講座実施状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1回	2回	4回	4回
養成人数	22人	29人	72人	75人
認知症サポーター総数	3,611人	3,618人	3,690人	3,675人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	5回	5回	5回
養成人数	100人	100人	100人
認知症サポーター総数	3,775人	3,875人	3,975人

○ステップアップ講座実施状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	2回	2回	4回	2回
受講者実数	20人	15人	36人	20人
受講者延数	39人	29人	66人	40人

※2回1コース

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	2回	2回	2回
受講者実数	20人	20人	20人
受講者延数	40人	40人	40人

○チームオレンジ参加状況（令和3年度より）

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	一	20人	28人	40人

※チームオレンジとは、認知症サポーター養成講座とステップアップ講座を修了し、「認知症になっても安心して暮らせる地域づくり」を目指して、認知症ご本人やご家族と一緒に考え楽しむ活動を行うことを希望したメンバーで構成するチーム

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	45人	45人	45人

【計 画】

「認知症サポーター」とその養成講座の講師となる「キャラバンメイト」の養成を強化し、認知症の方やその家族に対する支援の充実に努めます。

キャラバンメイト講習の受講を介護サービス事業所等へ働きかけるなどキャラバンメイトの拡大とともに、各地域、各団体でのサポーター養成講座の開催により、サポーターの養成に取り組みます。また、ステップアップ講座の開催を継続し、意欲のある方にはチームオレンジに参加していただけるようにします。

③滝川市徘徊（はいかい）高齢者等SOSネットワーク事業

【事業概要】

認知症高齢者の徘徊（はいかい）を早期発見し、事故を防止するため、関係機関等と連携し、連絡ネットワーク体制を構築しています。また、犬の散歩を通して日常から地域の見守りを行う「わんわんパトロール」の登録を進めています。

○徘徊（はいかい）高齢者等SOSネットワーク登録等状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	92人	76人	106人	120人
検索件数	4件	5件	4件	5件

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	125人	130人	135人

○わんわんパトロール登録状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	—	—	—	60人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	125人	130人	135人

【計 画】

徘徊（はいかい）高齢者等SOSネットワークのPRに努めるとともに、介護サービス事業所等と連携し、徘徊（はいかい）の危険のある高齢者等の早期の登録を促進します。また、わんわんパトロール登録者数が、SOSネットワーク登録者数に近づくよう、登録を推進します。

④認知症カフェ支援事業

【事業概要】

認知症の方やその家族、地域住民、認知症に関する専門職などが、地域の身近な場所に集うことにより、認知症の方が楽しみながら参加できる場、利用者同士や専門職との交流・情報交換・相談を気軽に行う場の提供などにつなげる「認知症カフェ」の開設・運営を支援しています。

○認知症カフェ運営状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会場数	2か所	2か所	2か所	2か所
開催回数	21回	29回	44回	45回
延参加者数	1,121人	1,101人	1,068人	1,100人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会場数	2か所	2か所	2か所
開催回数	45回	45回	45回
延参加者数	1,100人	1,100人	1,100人

【計画】

今後増加が見込まれる認知症高齢者とその家族が、住み慣れた地域で地域住民の支えを得ながら安心して暮らしていくことができるよう、「認知症カフェ」の開設・運営のための支援を推進します。また、先進地事例の情報収集等を行い、各カフェ運営団体へ提供するなど、さらなる運営の充実に努めます。

⑤認知症本人・家族の支援

【事業概要】

認知症の診断を受けた後、支援につながるまでの間、不安、ショック、どのように過ごせばいいか悩んだという不安な声を少しでもやわらげるために認知症本人が、自分の声を発することができ、そこからどのような支援が望まれているのかを知り、実現に向け取り組むことで、認知症本人・家族も地域住民も理解し合い、認知症があっても地域で穏やかに生活できることを目指します。

○コミュニティ農園 畑楽（はたらく）

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	一	1回	6回	7回
本人参加延数	一	4人	31人	35人
その他参加延数	一	15人	181人	280人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	7回	7回	7回
本人参加延数	35人	35人	35人
その他参加延数	280人	280人	280人

○本人の会 すまいる

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	一	1回	4回	4回
本人参加延数	一	1人	16人	20人
その他参加延数	一	4人	37人	80人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	4回	4回	4回
本人参加延数	20人	24人	28人
その他参加延数	80人	85人	90人

【計画】

地域包括支援センターの他、介護事業所等の協力を得て、ご本人の発した声、思いを集めるとともに、その中で、ご本人ご家族にとって有効な対応について取り入れ、広く周知していきます。また、医療機関と連携して、認知症の診断を受けた方に対し、相談窓口の紹介や当事者同士が出会う機会を持てるようにしたり、家族介護者への相談支援を行います。

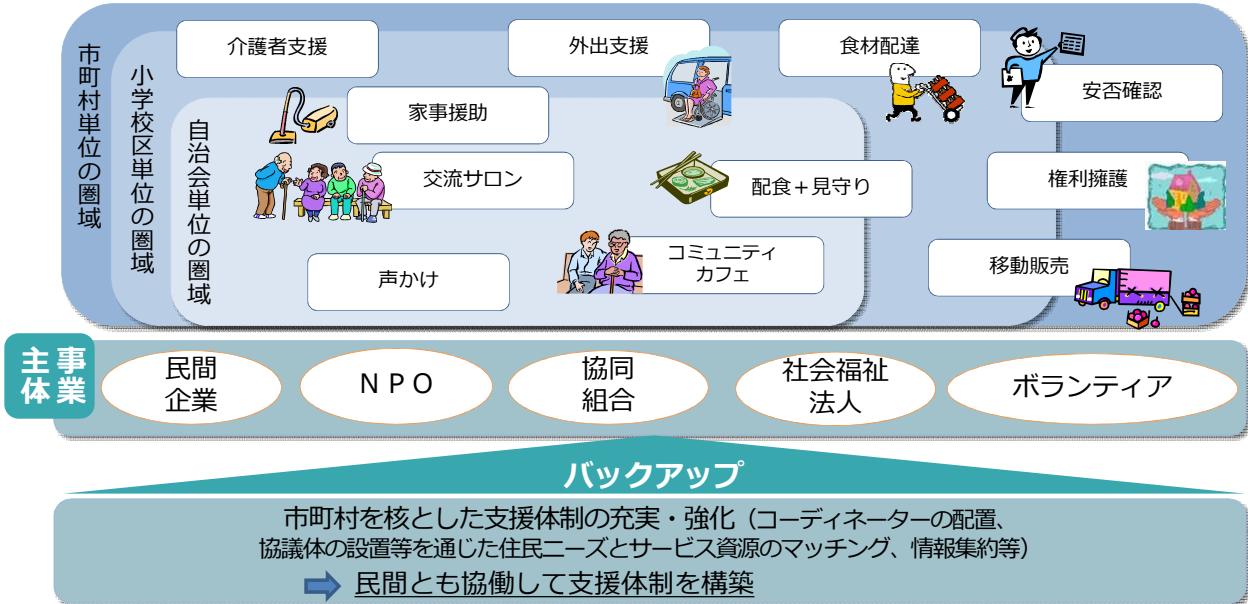
介護サービスにつながっていない若年性認知症や高齢者の軽度認知症の方が、畠作業を通して健康づくり・気分転換・交流を図る「コミュニティ農園畠楽」、認知症本人の会「すまいる」において、認知症本人が自らの体験を話し合う「すまいるトーク」、やりたいことに取り組む「すまいるゴー」を行い、地域や社会とのつながり、役割を持ち、積極的に活動できるよう取り組みます。

4 地域における支え合いの推進**(1) 生活支援体制整備事業****【事業概要】**

高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加、認知症高齢者の増加など、今後ますます様々な支援を必要とする高齢者が増加することを踏まえ、多様な主体による外出や家事、見守りや安否確認などの介護予防・生活支援サービスを提供していくことが求められています。

このため、地域住民や社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人、民間企業、介護サービス事業者などの参画の下、「協議体」を組織して、介護予防・生活支援サービスの創出・充実に取り組むとともに、支援を必要とする高齢者のニーズと地域資源との効果的な組合せや元気な高齢者等にサービスの担い手として活躍していただく場の設定などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備を推進します。

介護予防・生活支援サービスの提供イメージ



(資料：厚生労働省資料より作成)

○協議体設置状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1層協議体	1	1	1	1
第2層協議体	2	3	3	4
(再掲)新規第2層協議体	0	1	0	1

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1層協議体	1	1	1
第2層協議体	5	6	7
(再掲)新規第2層協議体	1	1	1

【計画】

市全体の課題の共有、今後の方向性の検討を第1層協議体において行うとともに、市内小学校区十東滝川の計7地区を、第2層協議体として立ち上げ、地区ごとに活動内容を協議し実施していきます。

通いの場や地域サロン、認知症事業にボランティアとして参加を希望する市内の高校、高等看護学院、短大に通う学生をつなげ、人材確保のサポートと多世代交流の場となるようにしていきます。

(2) ボランティア活動の支援・推進体制の整備

【事業概要】

滝川市社会福祉協議会内に滝川市ボランティアセンターが設置され、ボランティアの人材発掘・育成、活動のあっせんや情報提供、研修会等の開催など、ボランティア活動推進の拠点として活動しています。

ボランティア活動の促進は、自身の介護予防や社会参加、生きがいづくりなどにもつながり、さらには今後予想される介護予防・生活支援サービスの担い手不足の緩和に対しても重要な取組であると考えられることから、滝川市社会福祉協議会の協力を得て、ボランティア活動の促進のための啓発活動や人材育成に努めるとともに、支えあい・いきいきポイント事業や生活支援体制整備事業などの地域における支え合いの促進につながる各種事業との連携を図り推進します。

(3) 地域見守り活動の推進

①滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワークの充実

【事業概要】

高齢者等の虐待に対して迅速かつ適正な解決を図るとともに、虐待が発生しない地域づくりを推進するため、「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」において、滝川市の現状や課題についての情報交換、高齢者等虐待防止のための研修会などを実施しています。

○虐待相談件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待相談件数	4件	10件	7件	5件

◎「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」について

■目的 養護者による高齢者及び障がい者に対する虐待の防止、養護者による虐待を受けた高齢者・障がい者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するための関係機関、民間団体等との連携及び協力を図る。

■沿革 • 2006年（平成18年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、2008年（平成20年）3月に、関係機関17団体により「滝川市高齢者虐待をしません・させませんネットワーク」を設立。
• 2012年（平成24年）「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、「滝川市高齢者虐待をしません・させませんネットワーク」と一体化し、2013年（平成25年）10月に「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」を設立。

■構成 札幌法務局滝川支局、北海道空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室、滝川警察署、滝川地区広域消防事務組合、社会福祉法人滝川市社会福祉協議会、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、一般社団法人滝川市医師会、滝川人権擁護委員協議会、滝川市民生委員児童委員連合協議会、滝川市町内会連合会連絡協議会、滝川地域介護サービス事業者連絡協議会、札幌司法書士会岩見沢支部、滝川市顧問弁護士、滝川地方消費者センター、滝川市障がい者虐待防止センター、滝川市保健福祉部（福祉課・介護福祉課・滝川市地域包括支援センター・健康づくり課）15機関・団体
事務局：滝川市地域包括支援センター

【計画】

高齢者等の虐待防止、早期発見につながるように近所や地域住民への見守り、声掛けなどの周知徹底、高齢者見守り安心ネットワークとの連携強化を図ります。

②滝川市高齢者見守り安心ネットワークの充実

【事業概要】

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を安心して送ることができるように既存の見守りサービスと合わせ、「滝川市高齢者見守り安心ネットワーク」の協力を得て、参加している企業・団体が日常生活や業務の中で高齢者の異変に気が付いたときに、地域包括支援センターへ連絡・通報し、高齢者が必要とする支援等を迅速かつ効果的に行う重層的な見守りを推進しています。

○高齢者見守り安心ネットワークの状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通報件数	152件	114件	114件	111件
ネットワーク協力団体等数	123団体	123団体	125団体	127団体

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ネットワーク協力団体等数	129団体	131団体	133団体

◎「滝川市高齢者見守り安心ネットワーク」について

■目的 事業所、各種団体等及び関係行政機関が相互に連携を図り、地域において支援を要する高齢者の早期発見及び当該高齢者に対する必要な支援を行うことにより、高齢者の地域における安全で安心な生活環境を確保する。

■組織

- 2011年（平成23年）11月に発足
- 125の企業・団体が参加

○協力事業所118事業所

北海道電力ネットワーク(株)滝川ネットワークセンター、燃料事業者、中空知広域水道企業団、配達可能な小売業者、配食サービス事業者、商店街団体、日本郵便株式会社各郵便局、銀行、新聞店、タクシー会社、宅配事業者、エフエムなかそらち、生活支援事業者、コンビニ等

○協力機関2機関

滝川警察署、滝川地区広域消防事務組合

○協力団体5団体

社会福祉法人滝川市社会福祉協議会、滝川市民生委員児童委員連合協議会、滝川市町内会連合会連絡協議会、滝川地域介護サービス事業者連絡協議会、滝川市老人クラブ連合会

【計画】

今後も協力企業・団体の拡大を図り、ネットワークを充実するとともに、会議や講演会の開催、見守り安心ネットワーク手引きの普及を進め、見守り意識の向上、通報の徹底に取り組みます。

③地域福祉活動推進支援事業

【事業概要】

地域で暮らす高齢者等を地域で支えるために、自主的・積極的な地域福祉活動に取り組む市民団体やグループに対し、社会福祉法人滝川市社会福祉協議会が助言や指導、情報の提供、財政支援（10万円を限度として事業費の1/2）を行います。

○地域福祉活動推進支援事業による助成状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	0件	0件	0件	0件

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成件数	1件	1件	1件
助成金額	100,000円	100,000円	100,000円

【計画】

積極的にPRを諮りつつ、申請方法や事業の在り方等も検討・協議し、社会福祉法人滝川市社会福祉協議会と連携しながら、地域ぐるみでともに支え合う自主的・積極的な地域づくりを進めるための事業の推進に努めます。

④ふれあい電話

【事業概要】

75歳以上の高齢者単身世帯の希望世帯に対し、毎週月曜日から金曜日に安否確認や日常の生活相談等のため、社会福祉法人滝川市社会福祉協議会がボランティア団体及び個人ボランティアの協力を得て、電話をかけるサービスを行っています。

○ふれあい電話利用状況

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	230人	205人	177人	187人

【目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	200人	210人	220人

【計画】

高齢者単身世帯の見守り、孤独感や不安の解消、異変の察知などに効果的な事業であり、さらに高齢者に役立つ情報提供や各種サービスの紹介、悪質商法等の情報を提供できるよう社会福祉法人滝川市社会福祉協議会との連携を強化します。

5 介護人材の育成と確保

【事業概要】

国は、2040年（令和22年）には約69万人の介護人材が不足すると見込んでおり、介護人材を量と質の両面から確保するため、国と地域が二人三脚で、「参入促進」「資質の向上」「労働環境・待遇の改善」を進めるための対策に総合的・計画的に取り組んでいます。

現在の介護分野における人材不足は深刻であり、担い手となる現役世代の減少が顕著となる中で、地域の高齢者介護を支える介護人材の確保や介護業務の効率化に係る取組が必要となるため、介護人材の確保・資質の向上を目的に下記の取組を行いました。

【取組内容】

介護事業所への調査を行い、その結果をもとに滝川地域介護サービス事業者連絡協議会等と意見交換を行い対策を検討しています。その中で、介護に関する普及啓発・イメージアップが必要との観点から、図書館や社会福祉法人滝川市社会福祉協議会、市内の事業所と共に、介護の仕事に興味や関心を持ってもらう取組として、小学生を対象にした「たきかわDE調べる学習体験講座～介護コース」やこれまで介護に関わりのなかった方や介護未経験者の方が、日常に役に立つ介護の基本的知識・技術などを楽しく学んでいただく機会として「介護ビギナーズ講座（入門的研修基礎講座）」を行い、介護について触れる機会を設けました。また、介護における負担の軽減などの取組についての検討も必要なことから、北海道介護ロボット普及推進センターと滝川地域介護サービス事業者連絡協議会と連携し、介護事業所が介護ロボットやICT機器について体験し知識を得る機会として、「介護事業者向け介護ロボット体験研修会」を開催しました。

【計画】

第9期計画策定に向け実施した「介護人材の育成と確保に関する調査」において、介護事業所の人手不足に関する意見が多数寄せられました。これを受け、介護の資格取得に係る費用の助成金支援を実施するとともに、引き続き、北海道や関係機関等と連携しながら、増え続ける高齢者（需要）に必要なサービスを提供し続けることができるよう、介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策等について、どのような取組が効果的なのか引き続き検討します。

6 災害・感染症対策に係る体制整備

【事業概要】

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、次の取組を推進しています。

- 1 介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発や情報の共有
- 2 関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の確立
- 3 北海道、市、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築し、平時からICTを活用した会議の実施等による業務のオンライン化の整備

【計 画】

○感染症対策の強化

介護サービス事業者には、令和3年度制度改正により、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、感染対策の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が令和6年度から義務付けられることから、指導権者として、適切に実施できているか運営指導により確認していきます。

○災害に対する備え

介護サービス事業者には、令和3年度制度改正により、自然災害や感染症などの発生時にもサービス提供を続けるようにするためBCP（業務継続計画）の策定が義務付けられたことから、今後においても介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要であるため、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。

○新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設に対する支援等

北海道により実施している緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金等（感染者が発生した施設等への支援・かかり増し経費、職員の確保等に向けた支援・施設内療養を行う施設等への支援）について、介護事業者が支援の対象に該当した場合に漏れなく受けられるよう引き続き支援していきます。

○オンライン会議

平時においてもオンライン可能な会議は引き続き実施していくとともに、他の会議等においてもICTを活用したオンライン会議の実施の可否について検討していきます。

第3章 高齢者の住まいの支援

1 高齢者の住まいに関する相談、情報提供

【事業概要】

高齢者が何らかの理由で転居をする場合、新しい住居を定められるよう、高齢者向けの住宅情報の充実が必要です。安否確認や生活相談など生活支援サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅や介護付き有料老人ホームなど、安心して暮らせる物件の情報収集に努めるとともに、相談者に対して適切に案内していきます。

【計画】

住まいに関する不安を抱えた高齢者が身近に相談できるような体制を整備し、地域包括支援センターや公営住宅担当等と連携を図りながら情報提供を行います。

2 多様な住まいの確保

【事業概要】

公営住宅については、「滝川市公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、老朽化した団地の建替整備を計画的に推進しています。

高齢者が住み慣れた地域で、安全に安心して暮らすことができるよう、それぞれのニーズにあった住まいを確保できる環境の整備に努めます。

○高齢者世帯向け住宅等の整備状況

区分		戸数	備考
公営住宅	高齢者世帯向け住宅	100戸	見晴団地、銀川団地、駅前団地さかえ、一の坂団地、新町団地、西町団地、滝の川団地の各団地に配置（見晴団地はデイサービスセンター併設）
	高齢化対応住宅	782戸	
計		882戸	

○民間による高齢者世帯向け住宅等の状況

種別	事業所名	定員	概要
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	グループホームコスモス	18	認知症の高齢者が共同で生活できる住居で、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を受けることができる。
	グループホームカルミア	18	
	グループホームともだちの家	18	
	グループホーム土筆	18	
	ニチイケアセンター滝川	18	
	グループホームくらす	9	

	ニチイケアセンターせせらぎ公園	9	
	グループホーム土筆の郷	18	
有料老人ホーム	フルールハピネスたきかわ	56	食事、入浴、排せつ、洗濯、掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している施設で、施設内で介護サービスも受けることができる。
	あおぞら	55	
	北のユートピア寿泉	40	
	あったか館	19	
サービス付き 高齢者向け住宅	カーサシーザーズ	39	入居者の安否確認や生活相談サービスを提供し、バリアフリーを施した住宅。食事は自炊も可能で、内部の介護サービスも受けることができる。
	カーサシーザーズ2号館	29	
	土筆	39	
	ゆい	82	
	エバーサポート山一	20	
	カーサシーザーズ3-3	52	
養護老人ホーム	滝川市養護老人ホーム緑寿園	50	65歳以上で、環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難となった方が対象。
軽費老人ホーム	ケアハウスメゾンふるーる	50	60歳以上の自炊ができない程度の身体機能の低下があり、1人暮らしに不安があって家族からの援助を受けることが困難な方が対象。
	滝川市ケアハウス緑寿園	50	
介護老人福祉施設	滝川市特別養護老人ホーム緑寿園	200	常に介護が必要で、家庭での生活が困難な方が入所する施設で、食事や排せつなど日常生活上の介護や身の回りの世話を受けることができる。
介護老人保健施設	滝川市老人保健施設 ナイスケアすずかけ	100	病状が安定し、病院から退院した方などが在宅生活に復帰できるよう、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を受けることができる。
	介護老人保健施設シーザーズ	70	
その他の 高齢者世帯向け住宅	西町ふれ愛ホーム	9	高齢者向け住宅
	シニアシェアハウス土筆の郷	18	高齢者に配慮したナースコールやバリアフリー対応の住宅。

【計 画】

高齢者世帯向けの公営住宅や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホームなどの様々なサービスを受けることのできる住宅や低所得者向けの住宅など、民間による各種高齢者世帯向けの住宅等の整備に対する支援を継続するなど、高齢者の住まいを確保できる環境の整備に努めます。

3 養護老人ホーム

【事業概要】

市内には、1975年（昭和50年）5月に滝川市が開設し、2014年（平成26年）4月に社会福祉法人滝川市社会福祉事業団への譲渡を行った後、2017年（平成29年）7月に同事業団による建替整備が行われた「滝川市養護老人ホーム緑寿園」があり、老人福祉法による措置が必要とされる65歳以上で、心身の状況や環境を総合的に勘案し在宅生活が困難な方が入所しています。

○滝川市養護老人ホーム緑寿園の入所者数（定員50人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	600人	589人	583人	592人
月平均利用者数	50人	49人	49人	49人

【計画】

在宅生活が難しい高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすための重要な施設であることから、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団と連携しながら、必要とされる老人福祉法による措置を継続します。

第4章 社会参加と交流の推進

1 高齢者の生きがいづくり

(1) 老人クラブの活性化

【事業概要】

老人クラブ活動は1960年（昭和35年）から始まり、現在16の単位老人クラブが、地域美化活動やボランティア活動、趣味やレクリエーション等の多様な活動に取り組んでおり、各単位老人クラブで組織される滝川市老人クラブ連合会においても、健康推進・交通安全・女性活動・奉仕活動などに関する取組を全市的に推進し、高齢者の健康づくり・生きがいづくりなどに資する様々な活動に取り組んでいます。

近年は、60代で現役で活躍されている方の増加などによる新たな加入者の減少や、役員の成り手の不在などにより、単位老人クラブ数の減少が滝川市だけでなく全国的にも深刻な問題となっています。

○老人クラブの状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
単位老人クラブ数	18クラブ	18クラブ	16クラブ	16クラブ
会員数	621人	560人	470人	443人

【計画】

老人クラブは、健康増進や生きがいづくり、外出機会の創出など、介護予防の観点において重要な活動を行う団体であるばかりでなく、本市が目指している地域における支え合いの仕組みづくりを推進していく上でも中核的な存在となる団体の1つであると考えられることから、老人クラブの組織や活動の活性化を図る取組の支援を推進します。

(2) 敬老事業の実施

【事業概要】

敬老事業実行委員会を組織して、88歳・100歳を迎える方に祝い状及び祝い品を贈呈するなど、高齢者に対する長寿の祝福と敬老の意を表すための取組を行っています。

○贈呈対象者の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
88歳贈呈者	282人	280人	275人	327人
100歳贈呈者	16人	21人	23人	21人

【計画】

関係機関の協力を得ながら、引き続き、高齢者に対する長寿の祝福と敬老の意を表すための取組を実施するとともに、敬老事業の取組について広く市民に周知を行い、「敬老」について考える機会づくりを推進します。

2 高齢者の積極的な社会参加の促進

【事業概要】

滝川市シルバー人材センターにより、屋内外の一般軽作業、施設管理、サービス分野における補助作業等を提供し、地域における高齢者の就業の場の確保と就業促進、健康と生きがいづくりを図っています。

○滝川市シルバー人材センターの提供業務実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録会員数	298人	300人	236人
受注件数	4,152件	4,316件	4,493件

【計画】

高齢者の多様で豊富な経験や技能が生かせる機会の確保に向けて、高齢者がその能力を生かして地域社会の需要に応え、働くことを通じて健康を維持し、生きがいを求める場として、滝川市シルバー人材センターの活動を支援します。

第5章 介護サービス・介護予防サービスの充実

1 居宅介護サービス(介護予防サービス)

【事業概要】

高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう支援するために、次のとおり要介護者に対し居宅介護サービスを、要支援者に対し介護予防サービスを提供しています。

(1) 訪問介護

ホームヘルパーが利用者宅を訪問して、食事や入浴、排せつの介助等の身体介護や炊事、掃除等の生活援助を行います。通称「ホームヘルプ」。

現在、市内では7事業所がサービスを提供しています。

(2) 訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

浴槽を積んだ移動入浴車などで看護師や介護員が家庭を訪問して、入浴の介助を行います。

現在、市内では1事業所がサービスを提供しています。

(3) 訪問看護(介護予防訪問看護)

看護師などが利用者宅を訪問して、主治医の指示による療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

現在、市内では6事業所がサービスを提供しています。

(4) 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、心身の機能回復や日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。

(5) 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問して、必要な指導を行うことにより、在宅で安心して療養できるよう支援します。

(6) 通所介護

利用定員が19人以上のデイサービスセンター等で、食事、入浴などの日常生活上ための支援、世話や機能訓練を日帰りで行います。通称「デイサービス」。

現在、市内では5事業所がサービスを提供しています。

(7) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

介護老人保健施設、医療機関等の施設で理学療法、作業療法やその他必要なリハビリテーションを受けることにより、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を図ります。通称「デイケア」。

現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。

(8) 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設等に一時的に短期間入所し（連続30日まで）、食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、世話等を行います。通称「ショートステイ」。

現在、市内では1事業所がサービスを提供しています。

(9) 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設等に一時的に短期間入所し（連続30日まで）、医学的管理下の下に介護、機能訓練等のほか、必要な医療や日常生活上の支援、世話をしています。通称「ショートステイ」。

現在、市内では2事業所がサービスを提供しています。

(10) 特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)

ケアハウスや養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等に入居している要介護者等に、食事、入浴、排せつ等の介護やその他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の支援を行います。

現在、市内では6事業所がサービスを提供しています。

(11) 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

車いすやベット等の日常生活上の便宜を図る福祉用具を貸与します。

現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。

(12) 特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)

福祉用具のうち、貸与になじまないポータブルトイレや入浴補助用具等について、年間10万円を上限に利用者負担分を除いた額を支給します。

現在、市内では4事業所がサービスを提供しています。

(13) 住宅改修(介護予防住宅改修)

小規模な一定の住宅改修を行ったときに住宅改修費を支給します。支給額は、20万円を上限に利用者負担分を除いた額を支給します。対象となる住宅改修は、手すりの取付け、段差の解消、滑り防止等のため床等の材料の変更、引き戸等の扉の取替え、洋式便器等への取替えのほか、改修に伴い必要となる工事です。

(14) 居宅介護支援(介護予防支援)

要介護（要支援）認定者が居宅で適切なサービスを受けられるように心身の状況、希望等を踏まえたケアプランを作成します。要支援1・2の認定を受けた方は滝川市地域包括支援センターがケアプラン（介護予防サービス計画）を作成します。要介護1～5の認定を受けた方は、居宅介護支援事業所がケアプラン（居宅サービス計画）を作成します。

現在、市内では介護予防支援は地域包括支援センターが1か所、居宅介護支援では7事業所がサービスを提供しています。

【計 画】

今後の要支援者・要介護者数の推計を踏まえ、利用見込量を確保することができるよう、居宅介護サービス（介護予防サービス）の充実に努めます。

2 施設介護サービス

【事業概要】

在宅での生活が困難な要介護者に対し、次の施設サービスを提供しています。

(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

食事、入浴、排せつ等の日常生活の世話、機能訓練及び健康管理等生活の質の向上のための援助を行う入所施設です。

現在、市内では1事業所がサービスを提供しています。

(2) 介護老人保健施設

看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療を受けながら、在宅生活への復帰を目指す方が入所する施設です。

現在、市内では2事業所がサービスを提供しています。

【計 画】

在宅での生活が困難な要介護者に対し、円滑に施設サービスが利用できるように利用見込量の確保と重度者への重点化が図られるよう努めます。

3 地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）

【事業概要】

高齢者が住み慣れた地域での生活を可能な限り継続できるように、地域で支えることを目的としたサービスとして、要介護者・要支援者に対し次の地域密着型サービスを提供しています。

(1) 地域密着型通所介護

利用定員が19人未満の小規模なデイサービスセンター等で、食事、入浴などの日常生活上のための支援、世話や機能訓練を日帰りで行います。通称「デイサービス」。

現在、市内では4事業所がサービスを提供しています。

(2) 小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じて、隨時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活の世話及び機能訓練などを行います。

現在、市内では4事業所がサービスを提供しています。

(3) 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症の状態にある要介護者等に対して、共同生活（5～9人）を行う住居内において、食事、入浴等の介護を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、安定した健やかな生活を送れるよう支援します。通称「グループホーム」。

現在、市内では8事業所がサービスを提供しています。

【計画】

高齢者が住み慣れた地域での生活を可能な限り継続できるように、地域で支えることを目的にしたサービスとして、利用見込量の確保に努めます。また、新たなサービス事業所の開設に関しては、サービス供給過多の状況や計画で見込んだ給付費を超過するおそれがあると判断した場合には、次期計画以降への検討とさせていただく場合があります。

第3部 介護保険事業計画

第3部 介護保険事業計画

第1章 介護保険事業等の見込み

1 日常生活圏域の設定

滝川市における日常生活圏域は、全市で1圏域とし、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けることができるよう、サービスの充実に努めます。

2 介護サービス・介護予防サービスの利用量の見込み

人口と第1号被保険者数の推計や、過去の要支援・要介護認定率を基に推計した要支援・要介護認定者数を踏まえ、2024年度（令和6年度）以降のサービス利用量を次のように見込みました。

推計方法

①施設・居住系サービスの利用者数は、現状のサービス事業所の入所者・利用者数を基に推計しました。

※施設・居住系サービスは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護です。

②施設・居住系サービスを除く各サービスの利用者は、要支援・要介護認定者数の推計から、施設・居住系サービス利用者（入所者）を除いた数に、現状のサービス別の利用率を掛け合わせ算出しました。

$$\text{サービス別利用者数} = (\text{推計認定者数} - \text{施設・居住系サービス利用者}) \times \text{サービス別利用率}$$

③介護保険制度の改正について、次のとおり見込みました。

・介護療養型医療施設は2023年度（令和5年度）末までが転換期限となり、新たなサービスとして介護医療院が創設されますが、近隣自治体の施設は介護医療院へ転換しなかったことから、介護医療院の給付費を減じて見込みました。

④定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、介護医療院は、滝川市内にはありませんが、他市町の施設利用分を見込みました。

⑤特定施設入居者生活介護は、現在指定を受けている既存養護老人ホームの一部10室、同じく既存軽費老人ホーム（ケアハウス）の一部10室が、特定施設入居者生活介護への転換見込であることから、北海道からの第9期介護保険事業計画に係る特定施設等の整備計画により、必要数を見込んで算出しています。

(1) 利用者数

(単位：人)

介護給付	実績			推計			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(1) 居宅介護サービス	16,583	16,773	16,847	16,632	17,076	17,748	18,060
訪問介護	2,046	2,150	2,076	1,992	2,016	2,064	2,124
訪問入浴介護	140	177	145	144	144	156	156
訪問看護	1,039	1,139	1,141	1,164	1,212	1,224	1,224
訪問リハビリテーション	486	504	553	648	648	648	672
居宅療養管理指導	1,178	1,184	1,185	948	960	996	1,008
通所介護	3,716	3,499	3,441	3,384	3,420	3,492	3,576
通所リハビリテーション	854	803	926	912	924	936	948
短期入所生活介護	331	274	287	276	276	300	288
短期入所療養介護	96	83	110	216	216	216	216
特定施設入居者生活介護	1,601	1,647	1,486	1,644	1,872	2,148	2,184
福祉用具貸与	4,994	5,222	5,389	5,148	5,232	5,400	5,508
特定福祉用具販売	102	91	108	156	156	168	156
(2) 地域密着型介護サービス	2,834	3,107	3,090	3,240	3,288	3,336	3,468
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	89	105	119	132	132	132	132
地域密着型通所介護	427	526	573	624	624	636	648
認知症対応型通所介護	49	50	35	24	24	24	24
小規模多機能型居宅介護	897	957	957	984	1,008	1,032	1,092
認知症対応型共同生活介護	1,372	1,469	1,406	1,476	1,500	1,512	1,572
(3) 住宅改修	82	71	97	108	108	120	120
(4) 居宅介護支援	7,438	7,614	7,370	7,152	7,284	7,536	7,704
(5) 施設サービス	4,853	4,620	4,544	4,752	4,980	5,184	5,244
介護老人福祉施設	2,967	2,869	2,806	2,916	3,048	3,204	3,240
介護老人保健施設	1,752	1,716	1,705	1,776	1,812	1,860	1,872
介護療養型医療施設	114	12	12				
介護医療院	20	23	21	60	120	120	132

(単位：人)

予防給付	実績			推計			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(1) 介護予防サービス	4,990	4,877	5,105	5,400	5,412	5,472	5,640
介護予防訪問介護							
介護予防訪問入浴介護	1	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	232	207	254	312	312	324	324
介護予防訪問リハビリテーション	232	182	205	204	204	204	228
介護予防居宅療養管理指導	165	136	133	120	120	120	120
介護予防通所介護							
介護予防通所リハビリテーション	537	550	586	636	636	636	648
介護予防短期入所生活介護	17	25	10	12	12	12	12
介護予防短期入所療養介護	1	2	1	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	438	410	458	480	492	492	504
介護予防福祉用具貸与	3,303	3,319	3,410	3,576	3,576	3,624	3,744
特定介護予防福祉用具販売	64	46	48	60	60	60	60
(2) 地域密着型介護予防サービス	142	130	134	156	168	168	168
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	116	126	134	156	168	168	168
介護予防認知症対応型共同生活介護	26	4	0	0	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	97	67	83	108	108	108	120
(4) 介護予防支援	3,799	3,764	3,912	4,044	4,116	4,176	4,320

(2) 提供量

介護給付	実績			推計				単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	
(1) 居宅介護サービス	96,357	91,868	91,121	96,772	97,761	100,490	101,490	
訪問介護	31,603	31,356	28,683	31,133	31,364	31,700	31,762	回
訪問入浴介護	798	995	822	914	914	988	988	回
訪問看護	9,203	9,024	9,270	9,626	9,463	10,237	10,230	回
訪問リハビリテーション	5,699	5,563	6,120	7,004	7,048	7,048	7,290	回
居宅療養管理指導	1,178	1,184	1,185	948	960	996	1,008	人
通所介護	30,727	27,801	28,209	28,172	28,654	29,239	29,972	回
通所リハビリテーション	6,516	5,752	6,738	6,986	7,057	7,160	7,225	回
短期入所生活介護	3,273	2,785	2,562	3,863	3,863	4,228	3,989	日
短期入所療養介護	663	448	549	1,178	1,178	1,178	1,178	日
特定施設入居者生活介護	1,601	1,647	1,486	1,644	1,872	2,148	2,184	人
福祉用具貸与	4,994	5,222	5,389	5,148	5,232	5,400	5,508	人
特定福祉用具販売	102	91	108	156	156	168	156	人
(2) 地域密着型介護サービス	5,206	5,712	5,818	6,060	6,108	6,242	6,462	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	89	105	119	132	132	132	132	人
地域密着型通所介護	2,460	2,824	3,180	3,356	3,356	3,454	3,554	回
認知症対応型通所介護	388	357	156	112	112	112	112	回
小規模多機能型居宅介護	897	957	957	984	1,008	1,032	1,092	人
認知症対応型共同生活介護	1,372	1,469	1,406	1,476	1,500	1,512	1,572	人
(3) 住宅改修	82	71	97	108	108	120	120	人
(4) 居宅介護支援	7,438	7,614	7,370	7,152	7,284	7,536	7,704	人
(5) 施設サービス	4,853	4,620	4,544	4,752	4,980	5,184	5,244	
介護老人福祉施設	2,967	2,869	2,806	2,916	3,048	3,204	3,240	人
介護老人保健施設	1,752	1,716	1,705	1,776	1,812	1,860	1,872	人
介護療養型医療施設	114	12	12					人
介護医療院	20	23	21	60	120	120	132	人

予防給付	実績			推計				単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	
(1) 介護予防サービス	8,468	7,656	8,406	9,059	9,071	9,152	9,560	
介護予防訪問介護								
介護予防訪問入浴介護	1	0	0	0	0	0	0	回
介護予防訪問看護	1,425	1,162	1,464	1,649	1,649	1,682	1,682	回
介護予防訪問リハビリテーション	2,404	1,853	2,238	2,449	2,449	2,449	2,713	回
介護予防居宅療養管理指導	165	136	133	120	120	120	120	人
介護予防通所介護								
介護予防通所リハビリテーション	537	550	586	636	636	636	648	人
介護予防短期入所生活介護	129	173	24	89	89	89	89	日
介護予防短期入所療養介護	2	7	45	0	0	0	0	日
介護予防特定施設入居者生活介護	438	410	458	480	492	492	504	人
介護予防福祉用具貸与	3,303	3,319	3,410	3,576	3,576	3,624	3,744	人
特定介護予防福祉用具販売	64	46	48	60	60	60	60	人
(2) 地域密着型介護予防サービス	142	130	134	156	168	168	168	
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	回
介護予防小規模多機能型居宅介護	116	126	134	156	168	168	168	人
介護予防認知症対応型共同生活介護	26	4	0	0	0	0	0	人
(3) 介護予防住宅改修	97	67	83	108	108	108	120	人
(4) 介護予防支援	3,799	3,764	3,912	4,044	4,116	4,176	4,320	人

3 介護サービス・介護予防サービスの介護保険給付費の見込み

介護サービス・介護予防サービス別の利用量の見込みを踏まえ、2024年度（令和6年度）以降における介護保険給付費を次のように見込みました。

推計方法

介護サービス・介護予防サービス別の利用量に、施設・居住系サービスには1か月当たりの平均給付費を、それ以外の居宅系サービスには1回（日）当たりの平均給付費をそれぞれ乗じて総給付費を算出しました。

（単位：千円）

介護給付	実績			推計			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(1) 居宅介護サービス	819,947	805,772	788,645	884,240	947,141	1,022,949	1,028,727
訪問介護	92,391	93,304	90,379	98,298	99,204	99,717	100,158
訪問入浴介護	9,707	12,180	10,267	11,412	11,427	12,341	12,341
訪問看護	35,660	37,977	40,248	42,055	42,411	44,612	44,576
訪問リハビリテーション	16,659	16,342	17,841	20,772	20,890	20,890	21,616
居宅療養管理指導	8,550	8,911	9,247	9,808	9,933	10,297	10,470
通所介護	216,212	196,827	194,721	202,723	206,858	210,520	214,968
通所リハビリテーション	55,685	49,667	59,162	62,029	63,282	63,312	63,813
短期入所生活介護	26,035	21,292	18,992	29,936	29,974	33,189	30,924
短期入所療養介護	6,862	4,719	6,263	11,835	11,850	11,850	11,850
特定施設入居者生活介護	296,161	304,246	280,782	331,792	386,747	448,998	450,872
福祉用具貸与	52,668	57,063	56,986	58,139	59,124	61,426	61,698
特定福祉用具販売	3,357	3,244	3,757	5,441	5,441	5,797	5,441
(2) 地域密着型介護サービス	545,030	581,243	576,256	614,033	625,708	633,064	661,024
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	12,127	14,528	16,546	21,413	21,440	21,440	20,520
地域密着型通所介護	13,743	14,782	17,078	17,656	17,678	18,118	18,496
認知症対応型通所介護	4,637	4,289	2,509	1,454	1,456	1,456	1,456
小規模多機能型居宅介護	162,745	173,092	171,728	183,537	188,192	192,488	205,195
認知症対応型共同生活介護	351,778	374,552	368,395	389,973	396,942	399,562	415,357
(3) 住宅改修	5,428	4,191	6,487	7,449	7,449	7,953	7,953
(4) 居宅介護支援	107,078	109,413	104,235	105,474	107,719	111,666	113,751
(5) 施設サービス	1,253,253	1,167,035	1,174,308	1,246,205	1,369,518	1,427,608	1,441,299
介護老人福祉施設	754,873	718,021	722,836	758,706	797,122	841,389	844,871
介護老人保健施設	449,679	437,897	441,490	469,733	480,694	494,517	494,984
介護療養型医療施設	41,507	4,291	4,399				
介護医療院	7,194	6,826	5,583	17,766	91,702	91,702	101,444
合 計	2,730,736	2,667,654	2,649,931	2,857,401	3,057,535	3,203,240	3,252,754

(単位：千円)

予防給付	実績			推計			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(1)介護予防サービス	90,106	85,872	94,793	103,183	103,979	104,369	107,412
介護予防訪問介護							
介護予防訪問入浴介護	10	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	5,675	4,508	6,586	7,194	7,203	7,360	7,360
介護予防訪問リハビリテーション	6,879	5,144	6,290	6,885	6,894	6,894	7,631
介護予防居宅療養管理指導	1,317	966	1,052	1,099	1,101	1,101	1,101
介護予防通所介護							
介護予防通所リハビリテーション	18,748	19,728	21,564	24,148	24,179	24,179	24,680
介護予防短期入所生活介護	795	1,024	417	544	545	545	545
介護予防短期入所療養介護	12	61	51	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	37,055	35,507	40,115	43,587	44,349	44,349	45,536
介護予防福祉用具貸与	17,793	17,597	17,347	18,072	18,054	18,287	18,905
特定介護予防福祉用具販売	1,822	1,337	1,371	1,654	1,654	1,654	1,654
(2)地域密着型介護予防サービス	13,393	9,563	9,604	11,885	12,513	12,513	12,513
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,723	8,624	9,604	11,885	12,513	12,513	12,513
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,670	939	0	0	0	0	0
(3)介護予防住宅改修	5,794	4,364	5,194	6,706	6,706	6,706	7,493
(4)介護予防支援	16,964	16,855	17,311	18,396	18,747	19,021	19,676
合 計	126,257	116,654	126,902	140,170	141,945	142,609	147,094

4 地域支援事業の見込み

(1) 第9期計画で見込む地域支援事業の内容

「地域支援事業」は、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に創設された事業で、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」で構成されています。

第8期計画で実施していた下記の「地域支援事業」は、第9期計画においても継続実施します。

事 業 名	
業 事 業 業 業 業 業 業 業	介護予防・日常生活支援総合事業 滝川市訪問介護相当サービス
	滝川市通所介護相当サービス
	滝川市訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
	介護予防ケアマネジメント
	介護予防把握事業
	介護予防講座
	高齢者運動推進事業
	料理作りのつどい・地域料理教室
	高齢者口腔ケア教室

	老人クラブ巡回相談
	ますますげんき教室
	地域体操教室（いきいき百歳体操教室）支援事業
	いきいき百歳体操センター養成講座
	支えあい・いきいきポイント事業
	生きがいと健康づくり事業
	介護予防サロン事業
	地域リハビリテーション活動支援事業
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント
	総合相談・支援
	包括的・継続的ケアマネジメント支援
	権利擁護・虐待防止事業
	地域ケア会議（個別会議・自立支援サポート会議）
	在宅医療・介護連携推進事業
	認知症施策
	生活支援体制整備事業
任意事業	独居老人友愛訪問サービス事業
	食の自立支援事業（配食サービス）
	老人特定目的住宅安否確認事業
	はいかい高齢者等位置探索システム助成事業
	介護者サロン
	成年後見制度利用支援
	認知症センター養成事業
	住宅改修理由書作成助成事業
	介護給付費適正化事業
	ケアプラン点検

(2) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費の見込額は、国の上限額の設定の考え方を踏まえ、次のとおり算出しました。

①介護予防・日常生活支援総合事業

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の事業費の見込額は、事業開始年度の2014年度（平成26年度）における介護予防サービス費と介護予防事業費の総額に75歳以上人口の伸び率を年度毎に乗じ、当該年度の介護予防給付費を控除して算定しました。

②包括的支援事業・任意事業

- ・従来の包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）と任意事業の既存事業分の事業費の見込額は、2023年度（令和5年度）における原則上限額に65歳以上人口の伸び率を乗じて算定しました。

- 新たに包括的支援事業に位置付けられた地域ケア会議、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策、生活支援体制整備事業の事業費の見込額は、国の定める上限額の範囲内で計上しました。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援事業費	331,606	328,339	328,648
介護予防・日常生活支援総合事業	218,685	218,291	218,991
滝川市訪問介護相当サービス	34,618	34,651	34,762
滝川市通所介護相当サービス	95,270	95,361	95,666
訪問型サービスC	3,561	3,564	3,575
介護予防ケアマジメント	11,152	11,163	11,198
その他事業費	74,084	73,552	73,790
包括的支援事業・任意事業	112,921	110,048	109,657

5 特別給付等

市町村独自の特別給付又は保健福祉事業として、これまで実施してきた次の事業を第9期計画期間においても継続実施します。

- 自立支援用具購入費等給付事業
- 一時帰宅支援費給付事業
- リフト付きタクシー等利用料助成事業
- 成年後見制度利用支援事業

また、これまで地域支援事業で実施してきた家族介護用品支給事業については、第9期計画から保健福祉事業に変更して継続実施します。

第2章 介護保険料について

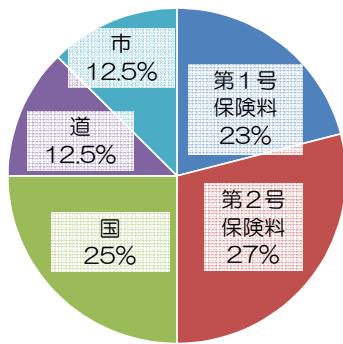
1 介護保険料の設定

介護保険事業計画では、当該計画期間中における65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を定めます。

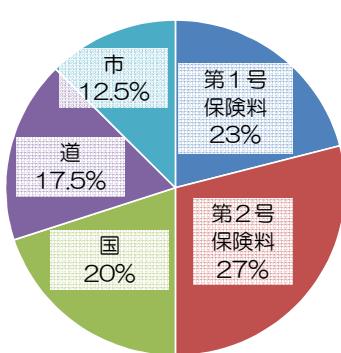
介護給付費等の費用負担は、次の図のとおり、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料のほか、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の介護保険料、国・北海道・市の公費により賄われます。

第9期計画期間の第1号被保険者の負担割合は、23%と定められています。

介護給付費（居宅サービス）

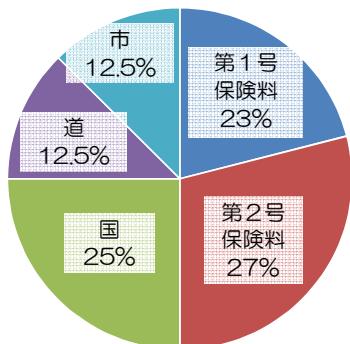


介護給付費（施設サービス等）



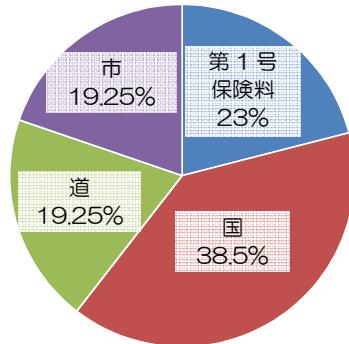
地域支援事業

(介護予防・日常生活支援総合事業)



地域支援事業

(包括的支援事業・任意事業)



2 介護保険料の算定

(1) 介護保険料収納必要額の算定

第9期計画における介護保険事業の標準給付見込額及び地域支援事業費は、前章の介護保険事業等の見込みを踏まえ、下表のとおり約112億円と見込まれます。

第1号被保険者の介護保険料の算定の基礎となる介護保険料収納必要額は、介護給付費準備基金の取崩しにより介護保険料の上昇の抑制を図り、約22億円と見込みます。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付見込額①	3,207,528	3,413,386	3,564,517	10,185,431
総給付費	2,997,571	3,199,480	3,345,849	9,542,900
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	100,805	102,973	105,586	309,364
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	85,829	87,191	88,830	261,850
高額医療合算介護サービス給付費	20,910	21,285	21,738	63,933
審査支払手数料	2,413	2,457	2,514	7,384
地域支援事業費②	331,606	328,339	328,648	988,593
介護予防・日常生活支援総合事業費②'	218,685	218,291	218,991	655,967
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	71,649	69,860	69,469	210,978
包括的支援事業（社会保障充実分）	41,272	40,188	40,188	121,648
計 (①+②) ③	3,539,134	3,741,725	3,893,165	11,174,024
第1号被保険者負担分相当額 (③×23%) ④	814,001	860,597	895,428	2,570,026
調整交付金相当額 ((①+②') ×5%) ⑤	171,311	181,584	189,175	542,070
調整交付金見込交付割合⑥	7.53%	7.62%	7.69%	
調整交付金見込額 ((①+②') ×⑥) ⑥'	257,994	276,734	290,952	825,680
介護給付費準備基金取崩し額⑦ (全所得段階に効果が生じる介護保険料基準額の軽減分)				130,000
市町村特別給付費等⑧	5,093	6,000	6,000	17,093
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額⑨				16,000
介護保険料収納必要額 (④+⑤-⑥' -⑦+⑧-⑨)				2,157,509

(2) 介護保険料基準額の算定

介護保険料収納必要額を基に、第1号被保険者の介護保険料基準額を算定すると、次のとおり算定されます。

介護保険料基準額（月額）

4,850円

なお、介護保険料基準額（月額）は次のように求められます。

$$\text{介護保険料基準額} = \text{介護保険料収納必要額} \div \text{予定介護保険料収納率 (98.5\%)} \\ \div \text{被保険者数 (所得段階別負担割合で補正後の3か年合計)} \div 12 \text{か月}$$

(3) 介護保険料の所得段階の設定

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する（標準段階の9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、低所得者の保険料の抑制（低所得者の最終乗率の引下げ）を図ります。

保険料段階	第8期介護保険料 (令和3年度～令和5年度)		
	段階設定基準	年額(円)	基準額に対する割合
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金、市民税非課税世帯 ・市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入十合計所得金額が80万円以下 	19,040	0.30
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 市民税非課税世帯 ・課税年金収入十合計所得金額が80万円を超える120万円以下 	31,740	0.50
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 市民税非課税世帯 ・課税年金収入十合計所得金額が120万円を超える 	44,430	0.70
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 市民税課税世帯 ・本人市民税非課税 ・課税年金収入十合計所得金額が80万円以下 	57,130	0.90
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 市民税課税世帯 ・本人市民税非課税 ・課税年金収入十合計所得金額が80万円を超える 	63,480	基準額
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人市民税課税 ・合計所得金額が120万円未満 	76,170	1.20
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人市民税課税 ・合計所得金額が120万円以上210万円未満 	82,520	1.30
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人市民税課税 ・合計所得金額が210万円以上320万円未満 	95,220	1.50
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人市民税課税 ・合計所得金額が320万円以上 	107,910	1.70

保険料段階	第9期介護保険料 (令和6年度～令和8年度)		
	段階設定基準	年額(円)	基準額に対する割合
第1段階	同左	16,580	0.285
第2段階	同左	28,220	0.485
第3段階	同左	39,860	0.685
第4段階	同左	52,380	0.90
第5段階	同左	58,200	基準額
第6段階	同左	69,840	1.20
第7段階	同左	75,660	1.30
第8段階	同左	87,300	1.50
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人市民税課税 ・合計所得金額が320万円以上420万円未満 	98,940	1.70
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人市民税課税 ・合計所得金額が420万円以上520万円未満 	110,580	1.90
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人市民税課税 ・合計所得金額が520万円以上620万円未満 	122,220	2.10
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人市民税課税 ・合計所得金額が620万円以上720万円未満 	133,860	2.30
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人市民税課税 ・合計所得金額が720万円以上 	139,680	2.40

3 介護保険料の将来推計

第9期計画の人口推計、要支援・要介護認定者数の推計、介護保険事業の標準給付見込額などを基に令和12年度の推計を行うと、次のような状況が見込まれます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」の推進による介護予防の一層の推進や、「介護給付の適正化」による保険給付の点検などの取組により、介護保険料の上昇の抑制に努めていきます。

		第9期 (令和6年度)	第11期 (令和12年度)
人 口		36,990人	35,073人
第1号被保険者数		13,488人	13,390人
65～74歳		5,721人	4,828人
75～84歳		5,039人	5,493人
85歳以上		2,728人	3,069人
要介護認定者数		2,466人	2,647人
年度給付費 (地域支援事業費含む)		3,539,134千円	3,959,762千円
介護保険料 (基準額)	月額	4,850円	5,743円
	年額	58,200円	68,910円



第3章 介護保険事業の円滑な運営のために

介護保険事業の円滑な運営を図るため、次のとおり介護保険事業を推進していきます。

1 介護保険制度への理解と啓発の促進

介護保険制度の趣旨や仕組み、サービス利用の手続き、介護保険料等について、広報・市公式ホームページ等への掲載のほか、「サービス利用の手引」冊子の作成など、様々な機会と手段を通して、広く市民に周知を行い、市民が理解を深めることができるよう努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営み、安心して住み続けるために、介護保険サービスや配食・見守りなどの介護予防・生活支援サービス等を適切に利用することができるよう、積極的な情報発信に努めます。

2 介護保険サービスの量的確保

地域密着型サービスを含め、必要なサービス量の安定的な確保・供給に努めるとともに、提供されるサービスの質の向上を図ります。

3 地域支援事業の確保

高齢者の介護予防及び重度化防止を図るため、多様な主体による介護予防・生活支援サービス等のサービス提供体制の確立など、地域で生活する高齢者を包括的・継続的に支援するための体制を確保します。

4 適正な介護認定の推進

公平・公正な要支援・要介護認定業務を推進するため、さらなる認定調査員の体制強化や資質向上を図るとともに、介護認定審査会委員に対する研修、情報交換等の充実に努めます。

5 保険者機能の強化

市が事業者指定・指導監督の権限を持つ地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業のサービスについては、保険者として事業者に対し適切な指導を行います。

6 介護給付の適正化

介護給付の適正化は、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的としています。

利用者に対する適切な介護サービスの確保と、その結果としての費用の効率化、さらには不適切な給付の是正を通じて、介護保険制度の信頼を高めていくとともに、必要な給付の適切な提供を継続していくための適正化事業を次のとおり実施します。

(1) 要介護認定の適正化

【事業概要】

認定調査結果は、要介護認定における重要な資料として介護保険認定審査会に提出されることから、全ての認定調査の事後点検を実施しています。

○実施状況

【実績】

令和2年度	新規申請件数 540 件 更新申請件数 908 件 変更申請件数 190 件 事後点検件数 1,638 件 100% (全数)
令和3年度	新規申請件数 604 件 更新申請件数 1,233 件 変更申請件数 243 件 事後点検件数 2,080 件 100% (全数)
令和4年度	新規申請件数 627 件 更新申請件数 1,283 件 変更申請件数 243 件 事後点検件数 2,153 件 100% (全数)
令和5年度	新規申請件数 698 件 更新申請件数 982 件 変更申請件数 248 件 事後点検件数 1,928 件 100% (全数)

【目標】

目標値の内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査・点検実施率	100%	100%	100%

【計画】

介護認定の申請件数については新型コロナウイルス感染症の影響等で令和2年度は減少しましたが、その後は増加傾向となっています。今後については、高齢者数の増加等に伴う申請件数の増加や、認定有効期間中の心身の状態の変化に伴う変更申請件数の増加が見込まれます。このような状況の中、認定調査票の全件点検の実施、研修等による認定調査員の資質向上に努め、要介護認定調査の平準化を図るなど、要介護認定審査を適正に行っていきます。

(2) ケアプランの点検

【事業概要】

介護支援専門員が作成するケアプランが、マネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランになっているかを検証・確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともにケアマネジメントの質の向上を図ることを目的に実施しています。

○実施状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
点検及び面談	8件	10件	10件	14件

【目標】

目標値の内容	2021年度	2022年度	2023年度
点検及び面談	12件	12件	12件

【計画】

2020年度（令和2年度）からケアプランに関する専門家へケアプラン点検を委託しており、介護支援専門員は計画期間に1回以上ケアプラン点検を受ける仕組みを設けることで、継続的にケアプランの質の向上を図ります。

(3) 住宅改修・福祉用具購入の点検

【事業概要】

住宅改修については、施工前後の写真等による書面審査のほか、必要に応じて訪問調査による確認を行っています。

福祉用具購入については、支給申請時において介護支援専門員等が作成する理由書を審査の上、必要に応じた聞き取り確認・指導などを行っています。

○実施状況

【実績】

令和2年度	住宅改修 全件数 141件、書面による事前点検 141件、事後点検 141件 訪問による事前点検 137件、事後点検 72件 福祉用具 全件数 161件、理由書確認件数 161件
令和3年度	住宅改修 全件数 179件、書面による事前点検 179件、事後点検 179件 訪問による事前点検 178件、事後点検 100件 福祉用具 全件数 166件、理由書確認件数 166件
令和4年度	住宅改修 全件数 138件、書面による事前点検 138件、事後点検 138件 訪問による事前点検 133件、事後点検 47件 福祉用具 全件数 134件、理由書確認件数 134件
令和5年度	住宅改修 全件数 186件、書面による事前点検 186件、事後点検 186件 訪問による事前点検 184件、事後点検 50件 福祉用具 全件数 168件、理由書確認件数 168件

【目標】

目標値の内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修点検	100%	100%	100%
福祉用具購入点検	100%	100%	100%

【計画】

住宅改修については、施工前後の写真等による提出書類の点検を全件実施します。また、必要に応じて、施工業者ごとの実地点検や作業療法士による訪問調査を実施します。

福祉用具購入については、介護支援専門員等が作成する理由書の点検を全件実施します。また、必要に応じた聞き取り確認・指導などを行います。

(4) 介護給付費通知

【事業概要】

介護保険給付を受けた高齢者に対して、介護報酬額、介護保険給付額、自己負担額などについて通知することにより、適切なサービス利用の啓発を行うとともに適正な請求や給付につなげます。

○実施状況

【目標】

目標値の内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費通知発送回数	1回	1回	1回

【計画】

利用したサービスの内容とその費用を利用者自身が確認することにより、給付の適正化を図るため、利用者への通知を行います。

また、国の制度改正により令和6年度からは介護給付費通知は任意事業となったことに伴い、今計画中に事業継続について検討します。

(5) 縦覧点検・医療情報突合

【事業概要】

縦覧点検については、国保連合会のデータを活用して複数月にまたがる請求明細書の内容を確認することにより、提供されたサービスの整合性の点検を行い、不適正な請求と認められた場合は、介護報酬の返還を求めています。

医療情報突合については、医療保険における入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、重複請求の有無の確認を行っています。

○実施状況

【実績】

	縦覧点検による返還金	医療情報突合による返還金
令和2年度	95,769円	71,739円
令和3年度	100,609円	11,700円
令和4年度	135,628円	25,236円
令和5年度	未定	未定

【計 画】

総覧点検及び医療情報窓口について、引き続き国保連合会への委託による効率的かつ正確性の高いチェックを実施します。

7 低所得者の負担軽減対策の実施

経済的な理由から必要な介護サービスが利用できないことがないよう、介護保険料や利用者負担について配慮するよう努めます。

- ・介護給付費準備基金の取崩しにより、全所得段階の第1号被保険者に係る介護保険料の上昇を抑制します。
- ・2019年度（令和元度）からの消費税の引上げに伴い、所得段階が第1段階から第3段階の第1号被保険者に拡大した低所得者保険料軽減を継続して実施します。
- ・介護保険料の減免については、「滝川市介護保険料の減免の取扱いに関する要綱」に基づき適正に執行行います。
- ・社会福祉法人による利用者負担額の軽減制度については継続して実施します。

參 考 資 料

1 滝川市保健医療福祉推進市民会議設置要綱

(設置)

第1条 全市民が健康で安心して生活できるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉対策を推進するため、滝川市保健医療福祉推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 保健・医療・福祉サービスの総合的推進に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉に係る計画策定及び進行管理に関すること。
- (3) 保健・医療・福祉の実態調査に関すること。
- (4) 健康管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の福祉に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は別表に掲げる関係機関及び団体から選出された者の中から市長が適当と認める者並びに学識経験者等（以下「委員」と総称する。）により構成する。

(委員の職務期間)

第4条 委員の職務期間は、2年間とする。ただし、補欠の委員の職務期間は、前委員の残りの職務期間とする。

2 委員は、同一の者を再び選出することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、必要な都度開催し、委員長が招集する。

2 市民会議の議長は、委員長が行う。

(専門部会)

第7条 総合的な保健医療福祉事業を協議するため、市民会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって構成する。
- 3 専門部会には、必要に応じて臨時委員を選任することができる。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は、専門部会を招集し、会議の議長となり、専門部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第8条 滝川市保健医療福祉推進事業の推進に関する事務を処理するため、市民会議に事務局を設置し、保健福祉部に置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、保健福祉部福祉課長を、事務局次長は保健福祉部介護福祉課長、子育て応援課長及び健康づくり課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、保健福祉部福祉課、介護福祉課、子育て応援課及び健康づくり課の職員をもって充て、保健福祉部福祉課の職員がこれを総括する。
- 5 事務局長は、事務局の事務を掌握し、事務局次長及び事務局員を指揮監督する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、これを代理する。
- 7 事務局員は、事務局長及び事務局次長の命を受け、事務を処理する。

(秘密を守る義務)

第9条 市民会議を構成する関係機関等の役職員若しくは構成員又は会議に出席した関係機関職員等は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。役職員若しくは構成員又は関係機関の職員等でなくなった後においても、同様とする。

(施行細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

滝川保健所（空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室）

滝川市医師会

滝川市歯科医会

國學院大學北海道短期大学部

滝川市社会福祉協議会

滝川市社会福祉事業団

滝川市民生委員児童委員連合協議会

滝川市町内会連合会連絡協議会

滝川市老人クラブ連合会

滝川身体障害者福祉協会

滝川青年会議所

滝川市立病院

2 滝川市保健医療福祉推進市民会議及び計画策定専門部会委員名簿

(1) 滝川市保健医療福祉推進市民会議委員名簿

■任期：令和4年5月29日～令和6年5月28日

(敬称略)

No.	関係機関・団体名	氏 名	備 考
1	滝川保健所 (空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室)	稻垣 雄一	
2	滝川市医師会	小西 勝人	委員長
3	滝川市歯科医会	中村 光宏	
4	國學院大學北海道短期大学部	草薙 恵美子	
5	滝川市社会福祉協議会	高谷 富士雄	副委員長
6	滝川市社会福祉事業団	坂上 智之	
7	滝川市民生委員児童委員連合協議会	伊藤 光子	
8	滝川市町内会連合会連絡協議会	齊藤 博朗	
9	滝川市老人クラブ連合会	窪之内 美知代	
10	滝川身体障害者福祉協会	川口 きよ子	
11	滝川青年会議所	澤川 朋之	
12	滝川市立病院	齊藤 ひとみ	

(2) 滝川市保健医療福祉推進市民会議 計画策定専門部会委員名簿

(敬称略)

区分	関係機関団体名	氏名	備考
保健医療福祉 推進市民会議 委員	滝川保健所 (空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室)	稻垣 雄一	
	滝川市医師会	小西 勝人	部会長
	滝川市歯科医会	中村 光宏	
	滝川市社会福祉協議会	高谷 富士雄	副部会長
	滝川市民生委員児童委員連合協議会	伊藤 光子	
	滝川市町内会連合会連絡協議会	齊藤 博朗	
臨時委員	滝川地域介護サービス事業者連絡 協議会	鶴巻 克憲	
	被保険者代表	太田 雅子	

3 策定経過

会議名など	開催日	協議内容等
アンケート調査	R 4.9～ R 5.6	<ul style="list-style-type: none">・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査・事業所アンケート調査
第1回 滝川市保健医療福祉推進 市民会議（書面開催）	R 5.10.13	<ul style="list-style-type: none">・「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について諮問・計画策定専門部会の設置について・「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の概要について
第1回 計画策定専門部会 (書面開催)	R 5.10.13	<ul style="list-style-type: none">・第8期計画の実績・評価について・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の実施について
第2回 計画策定専門部会 (書面開催)	R 5.11.13	<ul style="list-style-type: none">・アンケート調査結果について・第9期計画の骨子について
第3回 計画策定専門部会 (書面開催)	R 5.12.21	<ul style="list-style-type: none">・「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(素案)について
第2回 滝川市保健医療福祉推進 市民会議（書面開催）	R 6.1.12	<ul style="list-style-type: none">・「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(素案)について
第4回 計画策定専門部会	R 6.1.31	<ul style="list-style-type: none">・「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(案)について
第3回 滝川市保健医療福祉推進 市民会議	R 6.1.31	<ul style="list-style-type: none">・「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(案)について
意見募集（パブリックコメント）	R 6.2.5～ R 6.2.18	<ul style="list-style-type: none">・市役所ほか4施設及び市ホームページにて実施